

令和6年度第5回中央区協議会（南地域分科会）次第

日時：令和6年9月6日（金）午前9時30分から
会場：南行政センター 3階 大会議室

1 開会

2 議事

報告事項

第3次浜松市中山間地域振興計画案について（報告）☞資料1

協議事項

（1）浜松市総合基本計画（案）のパブリック・コメントの実施について☞資料2

（2）令和7年度以降の区政運営方針における将来像のたたき台について☞資料3

3 その他

（1）第4次浜松市教育総合計画（案）のパブリック・コメントの実施に伴う
資料配付について☞パブコメ配付資料

（2）次回の開催予定

第6回：令和6年 9月 20 日（金）

第7回：令和6年 10月 9 日（水）

（午後1時30分から 南行政センター3階大会議室にて）

4 閉会

資料 1

第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諒問事項	<input type="checkbox"/> 協議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件名	第3次浜松市中山間地域振興計画案について（報告）		
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> 現行の第2次浜松市中山間地域振興計画が令和6年度で終期を迎えるため、令和7年度から始まる第3次浜松市中山間地域振興計画を策定する。 令和6年度7月の区協議会にて、令和5年度に実施した集落座談会及びアンケート調査の結果をふまえ作成した、第3次中山間地域振興計画骨子案について報告した。 		
対象の区協議会	天竜区協議会、中地域分科会、東地域分科会、西地域分科会、南地域分科会、浜北地域分科会、北地域分科会 第3次中山間地域振興計画案について報告するもの。		
内容	<p>計画期間：5年間 2025(R7)年度～2029(R11)年度 対象区域：天竜区の全域、浜名区引佐町北部(旧鎮玉村・旧伊平村) 基本理念：豊かな暮らし、自然との調和、あふれる魅力～浜松の中山間地域から新たな息吹～ 目標：①中山間地域の市民が、地域に対する「愛着」や「誇り」を持ち、笑顔で幸せを実感して生活できる持続可能な地域社会の構築を目指します。 ②みんなが「中山間地域は魅力的・大切な地域(浜松の宝)である。」と思える地域を目指します。 重点方針：3本 主要施策：19本</p>		
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	パブリック・コメントについて (R6.11月予定)		
担当課 担当課 (とりまとめ) 市民協働・地域政策課 (中山間地域振興担当)	担当者	夏目 聖	電話 922-0200

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

計画の考え方

(1) みんなで推進する中山間地域の振興

中山間地域では、阿藏山の産業用地開発や三遠南信自動車道整備など大型プロジェクトが進行中です。特に三遠南信自動車道は地域発展に大きく寄与することが期待されています。これらを好機と捉え、市民、市外の方、各種団体、企業や行政等が協力して中山間地域の振興施策を進める必要があります。

(2) 住民ニーズに基づく施策の重点化

2023（令和5）年度に実施した集落座談会、中山間地域住民アンケート、都市部市民アンケートに加え、地域の自治会、NPO法人、各種団体、高校生や大学生等との意見交換を通じて、中山間地域の課題や将来の理想像が明らかになりました。これらの意見を踏まえ、重点的に取り組むべき施策を抽出しました。

(3) 自主的な取り組みに対する積極的な支援

これまで、地域の自治会やNPO法人、各種団体などの主体による自主的なまちづくりの取り組みは、それぞれの地域の特性等を活かして様々な成果を上げてきました。市は今後も地域の特性やニーズを踏まえた、自主的な取り組みを積極的に支援していきます。

計画の概要

(1) 基本理念

自然との調和、豊かな暮らし、あふれる魅力～浜松の中山間地域から新たな息吹～

都市部の暮らしをも支える中山間地域の多面的機能から着想を得ており、人口の減少、少子化、高齢化、地域コミュニティの弱体化など中山間地域が抱える課題の解決を通じて、新たな地域づくりの形が浜松市全体さらには市域を超えて波及することを期待して設定しました。

(2) 目標

①中山間地域の市民が、地域に対する「愛着」や「誇り」を持ち、笑顔で幸せを実感して生活できる、持続可能な地域社会の構築を目指します。

中山間地域の市民が住み慣れた地域に対する愛着などを持って、すべての世代が将来にわたって幸福感や、満足感を持って生活（ウェルビーイングな状態）を続けられるよう、地域の住民が主体的に地域の課題解決や発展のために行う取り組みを支援するとともに、SDGsやカーボンニュートラルの視点を持ち合わせた施策を展開することにより、循環型社会の実現や持続可能な地域社会の構築を目指します。

②みんなが「中山間地域は魅力的・大切な地域（浜松の宝）である。」と思える地域を目指します。

市民はもちろん、市外の方、関係人口、交流人口、各種団体や企業等を含めた「みんな」が中山間地域の持つ魅力や役割を認識して、「中山間地域は魅力的であり、大切な地域（浜松の宝）である。」と思える地域を目指します。

第3次浜松市中山間地域振興計画(案)概要版

2025(令和7)年度から2029(令和11)年度

中山間地域の役割

中山間地域の森林は、土砂災害を防ぐ機能のほか、大気中の二酸化炭素を吸収して地球温暖化の進行を緩和する機能や水源を涵養する機能があります。また、中山間地域で育まれた水は、飲料水のほか、工業用水、農業用水として都市部の隅々まで行き渡ります。さらに、中山間地域の水力発電所で作られた電気は、環境にやさしい電力として大都市圏にも供給されています。加えて、浜松市沿岸地域に整備された防潮堤にも中山間地域の土が使われています。

このように、中山間地域は地域住民の生活の場としてだけでなく、都市部の市民生活も支える重要な役割を担っています。



【浜松市中山間地域振興計画対象地域】

○天竜区の全域
○浜名区引佐町北部
(旧鎮玉村・旧伊平村地域)
大字:伊平・川名・渋川・四方浄・田沢
兎荷・西久留女木・西黒田
東久留女木・東黒田・別所・的場

中山間地域と全市域の比較

	浜松市全域 (浜名湖含む)	中山間地域	市全域に 占める割合
面積	1,558.11km ²	1,022.81km ²	65.64%
森林面積	1,023.85km ²	923.99km ²	90.25%
人口	786,792人	27,798人	3.53%
高齢者人口	226,421人	13,190人	5.83%
高齢化率	28.78%	47.45%	-
人口密度	505人/km ²	27人/km ²	-

※面積:浜松市統計書(令和5年版)による。

※静岡県森林情報システム(2024(令和6)年3月31日現在)による

※第6次国有林野施業実施計画書(2024(令和6)年4月1日現在)による

※人口:2024(令和6)年4月1日現在の住民基本台帳による。

計画の策定にあたって

●計画策定の趣旨

中山間地域が抱える課題に向き合い、地域の魅力や資源を最大限に活用しながら、持続可能な地域づくりを進めることが重要であることから、個人、各種団体、企業、行政等が中山間地域の将来像を共有するとともに、将来像を実現するための指針と具体的な事業を示すため、第3次中山間地域振興計画を策定することとします。

●計画の期間

2025(令和7)年度から2029(令和11)年度まで(5年間)

第3次浜松市中山間地域振興計画(案) 体系図



第3次

浜松市中山間地域振興計画(案)

2025（令和7）年度から 2029（令和11）年度

2025（令和7）年3月

浜松市

目 次

1 中山間地域について	1
(1) 中山間地域とは	
(2) 中山間地域の役割	
2 これまでの振り返りと新たな中山間地域振興計画について	2
(1) これまでの中山間地域振興計画について	
(2) 今後に向けた課題	
(3) 計画策定の趣旨	
3 計画の位置づけ	4
4 計画の考え方	4
(1) みんなで推進する中山間地域の振興	
(2) 住民ニーズに基づく施策の重点化	
(3) 自主的な取り組みに対する積極的な支援	
5 計画の概要	5
(1) 基本理念	
(2) 目標	
(3) 重点方針と主要施策	
(4) 計画の総合指標と目標値	
(5) 計画期間	
(6) 対象地域	
6 重点方針	7
(1) 「まち」が元気でいつまでも安全・安心に暮らせる中山間地域	
(2) 「ひと」のつながりを大切にし、ともに支える中山間地域	
(3) 地域の資源や特性を活かした「しごと」を創出し維持する中山間地域	
7 主要施策	8
(1) 地域コミュニティ機能の維持・活性化	
(2) 移住・定住の促進	
(3) 遊休財産の活用	

- (4) 歴史的・文化的資産を活用した地域づくり
- (5) 地域の交通手段の確保
- (6) 社会基盤格差の是正
- (7) 生活用水の安定的な確保
- (8) 保健、医療、福祉の確保
- (9) 防災対策の強化
- (10) 中山間地域交流プロモーション
- (11) 地域資源を強みにした誘客の促進
- (12) 関係人口・交流人口の創出
- (13) 子育てができる環境づくり
- (14) 農産物の特產品化、6次産業化の推進
- (15) 儲かる林業への進化
- (16) 働く場・新事業の創出
- (17) 有害鳥獣対策の強化
- (18) 地産地消、地産外商の推進
- (19) 小売・サービス業の振興

8 施策事業一覧	29
9 参考 数字で見る中山間地域の課題	43

第3次浜松市中山間地域振興計画(案)

1 中山間地域について

(1) 中山間地域とは

中山間地域とは、「平地の周辺部から山間地までの、まとまった平坦な耕地の少ない地域」をいいます。一般的に、地形は、平野から山に向かって、平地→中間地→山間地と変化していきます。この中間地と山間地を合わせた地域が中山間地域と呼ばれています。

浜松市の中山間地域は、市全体の面積(1,558.11 km²)の65.64%にあたる1,022.81 km²を占め、豊かな自然環境、多様な生態系や歴史・文化を有する地域です。

地場産業である農業では、お茶やそばなど様々な農産物が生産されています。特にお茶は、日照時間が短く寒暖差のある中山間地域の地形で栽培されることで、茶葉が柔らかく、爽やかな香りに加え、うまみと渋みを持つ茶葉として知られています。

林業では、スギやヒノキの人工林が植林されており、「天竜美林」と呼ばれる景観が楽しめる場所として知られています。この地域は、美しい景観の提供だけでなく、優良な木材を供給しています。

文化面でも、中山間地域には地域ごとに異なる個性が生かされた民俗芸能や伝統文化が受け継がれています。これらの文化は、地域のアイデンティティや魅力の一部となっています。

(2) 中山間地域の役割

中山間地域の森林面積は923.99 km²で、浜松市の森林面積(1,023.85 km²)の約9割を占めています。森林は土砂災害を防ぐ機能のほか、大気中の二酸化炭素を吸収して地球温暖化の進行を緩和する機能に加え、水源を涵養する機能を有しています。

中山間地域の山や森によって育まれた水は都市部の隅々まで行き渡ります。秋葉ダムから取水した水は、大原浄水場を経由し、船明ダムから取水した水は、都田、於呂、寺谷の各浄水場を経由して飲料水として市民へ供給されているだけでなく、両ダムから取水した水は、農業用水や工業用水としても利用され、浜松市の産業に寄与しています。

豊富な水資源は電力も生み出します。中山間地域に設置されたダムの水を利用して佐久間などの水力発電所で作られた電気は、発電過程で二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスをほとんど排出しない環境にやさしい電力として関東圏や中京圏にも供給されています。

また、豊富な養分を蓄えた肥沃な土は作物の生育に適しているだけでなく、浜松市沿岸域に整備された防潮堤にも中山間地域の土が使われています。

このように、中山間地域は地域住民の生活の場としての機能を果たすだけでなく、都市部の市民生活も支えていることから、中山間地域の維持・活性化を図ることは、都市部の人々にとっても重要な課題といえます。

2 これまでの振り返りと新たな中山間地域振興計画について

(1) これまでの中山間地域振興計画について

これまで、本市では第1次中山間地域振興計画(2010(平成22)年度～2014(平成26)年度)及び第2次中山間地域振興計画(2015(平成27)年度～2024(令和6)年度)を策定し、中山間地域の持続的発展や中山間地域・都市部双方の市民の生活向上を目指してきました。

第2次中山間地域振興計画は、中山間地域の振興に向けた市の施策や市民活動の指針となる理念型の計画として、「ひとつの浜松で築く中山間地域の未来」という基本理念のもと、2つの目標と5つの重点方針、さらに19の主要施策を掲げ、全ての市民、各種団体、企業などとの協働により、オール浜松体制で取り組む地域づくりを進めてきました。

第2次中山間地域振興計画では、中山間地域の活性化や地域経済の振興、人口の定着などを目指し、事業に取り組んできました。これまでの主な実績は以下のとおりです。

【第2次中山間地域振興計画に基づく取り組みによる実績】

項目	2015(平成27)年度～2023(令和5)年度の累計	備考
市が実施する交流事業の回数(回)	252	事業名：子ども中山間地域交流事業 中山間地域プロモーション事業 まちむらリレーション市民交流会議事業 など
市の事業を活用した中山間地域への年間移住者数(人)	273	事業名：Welcome 集落事業 移住促進空き家活用事業 田舎暮らしお試し住宅事業 など
山里いきいき応援隊の隊員数(人)	51	実績：山里いきいき応援隊の委嘱者 51人 <内訳> 天竜地区 11人、春野地区 8人 佐久間地区 8人、水窪地区 9人 龍山地区 7人、引佐地区 8人
新たな仕事づくり事業件数(件)	3	事業内容：アワビ陸上養殖、 浜松ドローン・AI利活用、 精油製造
中山間地域まちづくり事業実施件数(件)	23	事業内容（令和5年度末時点） ・健康をテーマにした参加型イベントによる持続可能な地域づくり ・カフェを起点とした子育て世代の雇用の場づくりや、地元品のPR ・買い物や通院が困難な高齢者等への外出支援 ・空き家の管理及び活用
コミュニティビジネス起業資金貸付事業を活用した起業件数(件)	14	起業内容：地元食材を活用した飲食店 春野町特産物の自然薯栽培 プライベートコテージの経営 など

(2) 今後に向けた課題

中山間地域には、可住地が少ない、人口の減少、少子化、高齢化など複数の課題があります。これらにより、地域コミュニティの弱体化や、産業の担い手不足による生産活動・地域経済の停滞につながる恐れがあるなど、様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

また、使用している各種数値の詳細は、43 ページ以降の「9 参考」に掲載しています。

ア 地理的特徴

中山間地域では、森林面積が約 9 割を占めていることからも、人が住むことができる場所(可住地)は非常に限られています。

可住地面積(総面積 - (森林面積 + 湖沼面積))では、中山間地域のうち、春野、佐久間、水窪、龍山の地域では 10% を下回っています。

人口密度は、市全域の 505 人/km²に対して中山間地域は 27 人/km²となっています。

イ 過疎化

中山間地域では人口の減少が続いている。第 2 次中山間地域振興計画の期間内でも 20% を超える人口減少率(2015(平成 27)年 34,916 人 → 2024(令和 6)年 27,798 人 △7,118 人、△20.39%)となっています。

ウ 少子化

2024(令和 6)年の中山間地域の若齢人口(14 歳以下人口)比率は 4.47% で、浜松市全域の 12.03% を下回っています。特に佐久間、水窪、龍山地域は 3 % を下回っており、少子化が顕著であるといえます。

エ 高齢化

2024(令和 6)年の中山間地域の高齢人口(65 歳以上人口)比率は 47.45% で、浜松市全域の 28.78% を上回っており、高齢化が進展しているといえます。

オ 過疎地域の振興

これまで、春野、佐久間、水窪、龍山の 4 地域は、国の過疎地域の指定を受けていましたが、制度改正*により、2021(令和 3)年から地域指定を外れることとなりました。しかし、国の過疎指定がなくなつても過疎地域の実情がなくなるわけではなく、これら地域の振興は、中山間地域全体の持続可能な発展に不可欠であることから、あらゆる方策を検討して振興施策を開していく必要があります。

*2021(令和 3)年施行「過疎地域の持続的発展に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)」の附則第 5 条(特定市町村等に対するこの法律の準用)において、2021(令和 3)年度から 2026(令和 8)年度までの間、過疎対策事業債の借入などが経過措置として記されている。

(3) 計画策定の趣旨

これらの中山間地域が抱える課題に向き合い、地域の魅力や資源を最大限に活用しながら、持続可能な地域づくりを進めることが重要であると考えます。そのため、個人、各種団体、企業、行政などが中山間地域の将来像を共有するとともに、将来像を実現するための指針と具体的な事業を示すため、新たに第3次中山間地域振興計画を策定することとします。

3 計画の位置づけ

この計画は、浜松市総合計画を上位計画とし、本市が推進する中山間地域振興施策の方向性などを示します。

4 計画の考え方

(1) みんなで推進する中山間地域の振興

現在、本市の中山間地域では阿藏山における産業用地の開発や三遠南信自動車道の整備など大型プロジェクトが進行しています。特に三遠南信自動車道は浜名区引佐町から長野県飯田市に至る延長約100kmの高規格幹線道路であり、中央自動車道、新東名高速道路と連結します。また、長野県飯田市に開設が予定されているリニア新幹線・飯田駅へのアクセスも飛躍的に向上するなど、三遠南信自動車道が中山間地域にもたらすメリットは非常に大きく、地域の発展と住民の生活向上に大きく寄与することが期待されています。

これらの事業を好機ととらえ、市民、市外の方、各種団体、企業や行政などが広い視点から地域の果たすべき役割や課題を理解し、協力し合って中山間地域の振興施策を進めていく必要があります。

(2) 住民ニーズに基づく施策の重点化

2023(令和5)年度に各地域で開催した「集落座談会」並びに「中山間地域住民アンケート」及び「都市部市民アンケート」に加え、地域の自治会、NPO法人、各種団体、高校生や大学生などの意見交換を通じて、中山間地域の課題や将来の理想像が明らかになりました。いただいたご意見を踏まえ、重点的に取り組むべき施策を抽出しました。

(3) 自主的な取り組みに対する積極的な支援

中山間地域は広大であり、その地域の実情はさまざまです。これまで、地域の自治会やNPO法人、各種団体などの主体による自主的なまちづくりの取り組みは、それぞれの地域の特性などを活かして様々な成果を上げてきました。市は今後も地域の特性やニーズを踏まえた、自主的な取り組みを積極的に支援していきます。

5 計画の概要

(1) 基本理念

自然との調和、豊かな暮らし、あふれる魅力～浜松の中山間地域から新たな息吹～

この基本理念は、都市部の暮らしをも支える中山間地域の多面的機能から着想を得ており、可住地が少ない、人口の減少、少子化、高齢化など中山間地域が抱える課題の解決を通じて新たな地域づくりの形が浜松市全体さらには市域を超えて波及することを期待して設定しました。

(2) 目標

①中山間地域の市民が、地域に対する「愛着」や「誇り」を持ち、笑顔で幸せを実感して生活できる、持続可能な地域社会の構築を目指します。

中山間地域の市民が住み慣れた地域に対する愛着などを持って、全ての世代が将来にわたって幸福感や、満足感を持って生活(ウェルビーイングな状態)を続けられるよう、地域の住民が主体的に地域の課題解決や発展のために行う取り組みを支援するとともに、SDGsやカーボンニュートラルの視点を持ち合わせた施策を展開することにより、循環型社会の実現や持続可能な地域社会の構築を目指します。

②みんなが「中山間地域は魅力的・大切な地域(浜松の宝)である。」と思える地域を目指します。

中山間地域には澄んだ空気、豊かな自然があり都市部の人々に癒しの場を提供するだけでなく、水源涵養や二酸化炭素の吸収といった多面的かつ公益的な役割も担っています。これら中山間地域の魅力と役割を広く発信することにより市民はもちろん、市外の方、関係人口、交流人口、各種団体や企業などを含めた「みんな」が中山間地域は「魅力的であり、大切な地域(浜松の宝)」であると思える地域を目指します。

(3) 重点方針と主要施策

基本理念と目標のもとに、内閣府が推進する地方創生のキーワード「まち」、「ひと」、「しごと」の3つを重点方針に掲げ、さらに19の主要施策を体系づけました。

(4) 計画の総合指標と目標値

目標である「中山間地域の市民が、地域に対する「愛着」と「誇り」を持ち、笑顔で幸せを実感して生活できる、持続可能な地域社会の構築を目指します」と「みんなが「中山間地域は魅力的・大切な地域(浜松の宝)である。」と思える地域を目指します」を達成するため、ウェルビーニングの視点も考慮して目標値を設定しました。

総合指標	目標値	現状 2023(令和5)年度
	2028(令和10)年度	
中山間地域にお住まいの方を対象にしたアンケート		
暮らしている地域に対する「愛着」や「誇り」を持っている人の割合	80%以上	77.8%
今後も現在の場所に住み続けたいと思う人の割合	60%以上	57.5%
都市部にお住まいの方を対象にしたアンケート		
中山間地域は市民にとって魅力的・大切な地域(浜松の宝)だと思う人の割合	60%以上	52.0%

(5) 計画期間

2025(令和7)年度から 2029(令和11)年度まで(5年間)

※第2次中山間地域振興計画の計画期間は10年ですが、市民ニーズの多様化や社会・経済状況など、中山間地域を取り巻く環境の変化に加え、人口動態の変化の度合いが大きいことから、地域の実情を計画に反映させるため、新たな計画の期間は5年間とします。

(6) 対象地域

天竜区の全域、浜名区引佐町北部(旧鎮玉村、旧伊平村地域)

※過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)(旧過疎法)で指定され、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)により経過措置を受けている春野・佐久間・水窪・龍山の旧4町村を含む天竜区全域と、山村振興法(昭和40年法律第64号)の指定を受ける浜名区引佐町の北部(旧鎮玉村及び旧伊平村)を対象地域としました。

ただし、対象地域に隣接し、中山間地域と同様の環境下に置かれている地域もあることから、政策によっては弾力的に運用することを検討するとともに、地域の住民が将来の地域ビジョンを考える中で中山間地域の指定が必要であるとの結論に至り、地域から申し出があった場合には当該地域の編入を検討することとします。

6 重点方針

(1) 「まち」が元気でいつまでも安全・安心に暮らせる中山間地域

地域コミュニティ機能の維持・活性化、高齢者の生きがいづくり、移住・定住促進、空き家対策、地域の伝統文化・祭りの継承、交通手段の維持・改善、生活インフラの整備、医療・福祉サービスの充実、防災・減災対策の強化などを通じて、住民が安心して暮らせる環境を整備し、地域の活力を維持しながら、災害に強く、健康で文化的な生活を送ることができる持続可能な中山間地域の実現を目指します。

※「まち」にはいろいろな意味があります。一定の人口を有して生活や経済活動を行うエリアを指す場合もあれば、地域住民のコミュニティ活動、祭りや伝統文化でつながっている単位を表す場合もあります。

重点方針「まち」の指標	目標値 <年度>	基準値 <年度>
浜松山里いきいき応援隊の隊員定数	18人 <2029(令和11)>	15人 <2024(令和6)>
市の事業を活用した中山間地域への年間移住者数	43人 <2029(令和11)>	37人 <2024(令和5)>
Welcome 集落登録数	33集落 <2029(令和11)>	27集落 <2023(令和5)>

(2) 「ひと」のつながりを大切にし、ともに支える中山間地域

中山間地域と都市部の多世代や個人、各種団体、企業などが交流する場づくり、地域の魅力を発信するプロモーション活動、地域資源を活用したツーリズムの推進や観光振興、子育て支援などを通じて、世代を超えた住民同士のつながりを強化し、互いに支え合う関係性を構築することで、誰もが居場所と役割を持ち、活き活きと暮らせる温かい地域社会の形成を目指します。

重点方針「ひと」の指標	目標値 <年度>	基準値 <年度>
過去1年間に中山間地域を訪れた人の割合(都市部にお住まいの方を対象にしたアンケート調査による)	65%以上 <2028(令和10)>	58.0% <2023(令和5)>

(3) 地域の資源や特性を活かした「しごと」を創出し維持する中山間地域

地域特産品の開発・ブランド化、農林漁業の6次産業化、産業用地開発事業による企業の誘致・立地、コミュニティビジネスを含む様々な事業体の起業・創業支援などを通じて、地域固有の資源や特性を最大限に活用し、新たな雇用機会を創出するとともに、持続可能な地域経済の基盤を構築します。

重点方針「しごと」の指標	目標値 ＜年度＞	基準値 ＜年度＞
コミュニティビジネスの起業累計数	26 件 ＜2028(令和 10) ＞	14 件 ＜2023(令和 5)＞

7 主要施策

1 地域コミュニティ機能の維持・活性化

(1) 現状と課題

- ・中山間地域では、高齢化率が、47.45%となり、市全体の高齢化率 28.78%を大きく上回っている。
- ・地域が一丸となり、集落行事や草刈りなどの共同作業を実施することで地域コミュニティを維持しているが、高齢化により地域活動が減少し、地域コミュニティの活力が低下している。
- ・少子化、高齢化及び核家族化の進展により、中山間地域に居住している高齢者のうち、40.10%の方が高齢者のみで居住しており、かつ 24.61%の方がひとり暮らしである。

(2) 理想の姿

- ・年齢や性別の違いを超えて、多様な住民が互いに理解し合い、協力し合う一体感のある地域社会が形成されている。
- ・地域住民が主体的に、地域課題の解決に向けて取り組んでいる。
- ・異なる地域の住民などが交流し、互いの文化や知識を共有することで、地域間の結び付きが強化されている。
- ・住み慣れた地域で、安心して生活することができる。

(3) 主な取り組み

- ・近隣集落同士の連携や都市部との連携、NPO 法人や企業などの参画を促し、地域コミュニティ機能の維持・活性化を進める。
- ・高齢者の生活に関わる住民組織や介護、福祉サービスを提供する事業者等と「生活支援体制づくり協議体」を定期的に開催している。協議体を通じて、生活支援に関するニーズやサービスについて情報交換を行い住民組織、事業者、行政が連携することで地域力の向上を図る。

2 移住・定住の促進

(1) 現状と課題

- ・高齢化や人口減少により、地域コミュニティなどの担い手が不足し、地域の活力が低下している。

(2) 理想の姿

- ・移住者や地域で活躍する若者が増えることにより、地域の活力が向上する。

(3) 主な取り組み

- ・移住コーディネーターと行政が協力し、移住希望者一人ひとりに寄り添った情報提供や相談対応とともに、移住者が地域に受け入れられる体制を構築する。
- ・地域の情報を聞くことができる店舗をまとめたパンフレットを作成し、移住者が地域に入りやすいだけでなく、地域が移住者を受け入れやすくする。

3 遊休財産の活用

(1) 現状と課題

- ・中山間地域には、児童数減少等により廃校・廃園となった旧校舎・園舎やその他用途廃止施設（遊休財産）が存在している。
- ・遊休財産の一部は、地域の防災拠点（緊急避難所、防災ヘリポート等）やコミュニティ活動の場等として利用されているが、使用可能であるにも関わらず利用されていない施設もある。
- ・利用されていない建物は経年劣化が進んでいる。
- ・管理が行き届かない空き家が存在し、周辺住民の生活に様々な悪影響を及ぼしている。
- ・管理不全な空き家の所有者に対しては適正管理を指導しているが、指導に応じない所有者や所有者が確知できない空き家が多数存在する。
- ・所有者による自主的解体を促進するため、解体費用の一部を補助している。
- ・生産性の低い農地の耕作放棄地化が進んでいる。

(2) 理想の姿

- ・廃校などの遊休財産のうち利用可能な施設が、地域住民の拠り所や地域の課題解決・地域振興の拠点として活用される。
- ・遊休財産のうち経年劣化等で利活用が見込めない施設は解体され、土地の有効な利活用や処分が行われている。
- ・空き家が所有者によって適正に管理され、市民生活に悪影響を与えていない。
- ・空き家所有者による自主的な解体や売却が行われ、土地や建物が有効に活用されている。
- ・耕作意欲のある多様な担い手によって地域の農地が有効活用されている。

(3) 主な取り組み

- ・市が保有する遊休財産を利用して中山間地域振興に資する取り組みを行う提案者に対し、「浜松市中山間地域における財産の貸付けの特例に関する条例」を適用した貸付を積極的に行う。
- ・利活用が見込めない施設は順次解体し、土地の遊休財産として利活用や処分を進める。
- ・空き家の所有者に適正な管理を行うよう指導する。
- ・解体に要する費用の一部を補助し、空き家所有者による自主的除却や土地の売却を促進する。
- ・空き家の売却を希望する所有者には空き家バンクへの登録などを案内する。
- ・地域で話し合い、農地の利用・保全等を計画的に進める。
- ・農用地を維持、管理していく集落の活動を支援し、農業生産活動の継続を図る。
- ・地域協働で農地や農業用施設などの保全を行う団体を支援し、農村環境の持つ多面的機能の維持、発揮を図る。

4 歴史的・文化的資産を活用した地域づくり

(1) 現状と課題

- ・中山間地域には、地域ごとの特色ある無形民俗文化財（民俗芸能）のほか、有形文化財や記念物など、数多くの文化財が存在する。
- ・過疎化や少子化、高齢化により、文化財の滅失や散逸、担い手不足などが懸念され、地域総がかりで文化財の将来を支える仕組みづくりが求められている。
- ・無形民俗文化財については、保存団体が地域の小中学校などへ講師を派遣して学習の機会を提供しているほか、都市部の学生を中心としたNPO法人が保存団体と協力して継承活動に携わっている事例もある。

(2) 理想の姿

- ・文化財が適切かつ確実に保存され、次世代へ継承されている。
- ・文化財が地域コミュニティの形成やシビックプライドの醸成、観光振興などに寄与している。

(3) 主な取り組み

- ・市民協働で文化財の保存・活用を行うために、文化財に関する市民の興味・関心及び知識の向上を図るとともに、文化財に携わる人材の育成を推進する。
- ・学校などとの連携により無形民俗文化財の次世代への継承を支援する。

5 地域の交通手段の確保

(1) 現状と課題

- ・過疎化に伴う利用者の減少により、バス路線の確保が困難であったり、バスの本数が少なくなるなどの課題がある。
- ・中山間地域には、路線バスや地域バスが運行されているが、便数が少なく移動できる範囲や時間が限定期である。
- ・公共交通は、学生や免許を持たない高齢者などにとって必要不可欠な移動手段である。
- ・統廃合により、通園エリアが拡大している市立幼稚園がある。

(2) 理想の姿

- ・必要なときに利用できる移動手段が身近にある。(どこからでも乗り降りができる。)
- ・病院への通院や買い物など、移動する際に制約がない。
- ・統廃合により通園エリアが拡大した市立幼稚園において、通園バスや遠距離通園援助の体制が整っている。

(3) 主な取り組み

- ・通学バス・通院バスなどにデジタル技術を活用し、目的に応じた輸送サービスを提供する。
- ・路線バスや地域バス、NPO タクシーなどの交通手段を組み合わせることで、地域の日常における移動を支える。
- ・地域バスについては、地域・交通事業者・行政が連携して運行計画を作成し、計画に沿って運行をした後、PDCA サイクルによる改善で維持を図る。
- ・統廃合により、通園エリアが拡大した市立幼稚園において、通園バスや遠距離通園に対して適切な支援を提供する。

6 社会基盤格差の是正

(1) 現状と課題

- ・中山間地域と都市部を結ぶ幹線道路は、幅員が広く整備されている。一方で、生活で利用する道路は、幅員が狭く、すれ違いが難しい箇所もある。
- ・人口減少により医療、介護、交通、物流などの生活インフラの維持が困難になる。
- ・新東名高速道路などが開通し、県内外を問わず、大都市圏へのアクセス性が向上した。
- ・三遠南信自動車道の整備により、災害時の円滑な救援活動や緊急支援物資輸送などの迅速化が図られる。また、産業・観光の活性化など、市街地との交流促進が期待されている。
- ・光回線の通信網整備が進み、地域内の通信環境は向上してきたが、依然として通信が弱い地域が存在する。

(2) 理想の姿

- ・高齢者にも利用しやすいように生活道路が整備されている。
- ・道路ネットワーク機能が強化され、安全・安心な道路や物流ネットワークが整備されている。
- ・地域の連携強化、広域的な交流及び物流の円滑化など都市部へのアクセス性が向上している。
- ・地域内で通信機器が不自由なく使え、デジタルの活用により、安全・安心で幸せに暮らし続けることができる地域となる。

(3) 主な取り組み

- ・道路ネットワーク機能の強化や通信技術の活用により、地理的に不利な中山間地域の条件を補い、安心して生活できる環境づくりを推進する。
- ・三遠南信自動車道の整備に合わせ、市が整備する国道152号の現道改良工事を推進するとともに、道路や通信環境の整備をすることで、災害予防や応急対策へつなげる。
- ・阿蘇山産業用地の開発に合わせ、交通結節点である浜松浜北インターチェンジまでのアクセス向上を図り、地域産業の活性化及び雇用を創出する。
- ・モビリティに関わる多様な主体の参画と官民の連携により持続可能なまちづくりや生活サービスの維持・質の向上に取り組む組織「浜松市モビリティサービス推進コンソーシアム」を通じて、ドローンなどのモビリティを活用して地域課題に対応するとともに、三遠南信自動車道や新東名高速道路のネットワーク形成により地域の活性化につなげる。
- ・光ファイバ未整備地域の解消に向け、東海地域通信インフラ整備推進協議会において国や事業者と協議を続けるとともに、国に対しては事業者に対するさらなる支援などの制度拡充を、事業者に対しては未整備地域の早期解消について要望を行う。

7 生活用水の安定的な確保

(1) 現状と課題

- ・中山間地域における水道は、旧簡易水道区域をはじめとする上水道区域や、地形的な理由で、大規模な上水道施設が整備できないことから、地域住民で維持・管理する飲料水供給施設や小規模水道施設が点在している。
- ・旧簡易水道区域に設置されている配水池の中には、今後地震対策として耐震化が必要となる施設がある。
- ・飲料水供給施設や小規模水道施設の多くは沢の表流水を水源としているため、渴水や濁水などの影響により安定的な飲料水をはじめとする生活用水の確保が困難である。また、施設利用者の減少による担い手不足や施設の老朽化などの課題があることから、利用者の負担や不安を軽減する支援が必要である。

(2) 理想の姿

- ・水道を利用する地域の市民が飲料水を十分確保できるなど、安全・安心な生活用水の供給を受けることができる。

(3) 主な取り組み

- ・旧簡易水道区域内の配水池について、耐震工事の必要性が生じた配水池の耐震化を行っていく。
- ・施設の更新や水質検査・維持管理に対する補助、地域水道に精通する水道業者による施設の維持管理に関する相談・助言、渴水・濁水などにより生活用水や飲料水を確保できなくなった際の水の宅配（臨時給水）など、安定的な水の確保を目的とした支援を継続していく。

8 保健、医療、福祉の確保

(1) 現状と課題

- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えており、できる限り介護が必要な状態にならないよう、地域特性を踏まえた介護予防や生きがい・健康づくりへの一層の取り組みが望まれる。
- ・中山間地域の医療機関は、佐久間病院をはじめとした病院及び一般診療所が計27か所、歯科診療所が10か所あるが、無医地区も5か所ある。
- ・医師の高齢化により、医療提供体制の確保が課題となっている地域がある。
- ・通院手段に困っている患者が一定数いる。
- ・地域支援看護師支援下での地域の医療機関によるオンライン診療や、地域外の眼科や整形外科医の協力による巡回診療の実施など、新たな試みも一部の地域で行われている。
- ・高齢化・人口減少により、地域福祉の担い手が不足している。
- ・中山間地域では、介護サービス事業所の数が少ないことに加え、移動距離が長く、送迎や居宅への訪問に時間要する。

(2) 理想の姿

- ・市民一人ひとりが健やかで、心豊かな自分らしい生活ができている。（ウェルビーイング）
- ・生活習慣病予防や運動・認知機能の維持など、地域の実情にあわせた健康づくりができる。
- ・高齢化や人口減少が続く中山間地域において、効率的・効果的で持続可能な医療提供体制が確保され、地域住民が必要とする医療サービスを受けられる。
- ・地域社会において多様な主体が地域福祉の包括的ネットワークを形成することで、一人暮らし高齢者の見守りなどの支援につながっている。
- ・地域社会において住民がお互いに支え合う体制が整備されている。
- ・中山間地域における介護保険の在宅サービスの提供量が確保されている。

(3) 主な取り組み

ア 健康づくりの支援

- ・生活習慣病やフレイル予防等の健康教育、定期的な運動教室などを開催することで、地域住民の社会参加や身体機能の維持増進、健康づくりを支援する。

イ 医療提供体制の確保

- ・巡回診療を引き続き推進するとともに、高齢者施設等と連携したオンライン診療に向けた体制づくり、新たな医療の担い手の確保などの検討を進め、効率的・効果的で持続可能な医療提供体制の確保を図る。

ウ 診療を支援する仕組みの構築

- ・地域支援看護師によるオンライン診療支援を継続するとともに、地域外の専門診療科による巡回診療等について支援するなど、中山間地域の診療を支援する仕組みの構築を図る。

1. 「まち」が元気でいつまでも安全・安心に暮らせる中山間地域

エ 医師等の確保

- ・中山間地域医療検討会議において佐久間病院の役割等について協議するとともに、県や浜松医科大学等と連携して医師の確保を図る。また、修学資金貸与事業などを通じて、看護師の充足など必要な医療人材の確保を図る。

オ 通院支援体制の向上

- ・地域住民の適切な受診を支援するため、交通空白地有償運送事業者、地域の高齢者施設等と連携して通院支援体制の向上を図る。

カ ひきこもり地域支援センター浜名サテライト設置

- ・ひきこもり者及びその家族への支援について、「浜名サテライト」を設置することで中山間地域を含む北部エリアへの支援の充実を図る。

キ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心とした地域づくり

- ・CSWを中心に、地区社協等のボランティア団体が活動しやすい地域づくりに取り組む。

ク 「はままつあんしんネットワーク」の維持及び周知

- ・地域・民間事業者・行政が連携して、日常生活に不安を抱える人の見守り活動を行う仕組み、「はままつあんしんネットワーク」の維持や周知を図る。

ケ 「ささえあいポイント事業」の実施

- ・高齢者の社会参加を促進し、増大する地域の介護ニーズに対応するため、高齢者等の施設や地域におけるボランティア活動に対して奨励金や寄付金に交換できるポイントを付与する、「ささえあいポイント事業」を実施する。

ク 「中山間地域介護サービス事業」の推進

- ・市内の介護サービス事業所が中山間地域の住民へ在宅サービスを提供した際の交通費等の経費の一部を助成する。また、佐久間・水窪圏域外から居宅介護支援を行った事業者に対しての支援などを行う。

9 防災対策の強化

(1) 現状と課題

- ・昨今の豪雨、台風などの異常気象により土砂災害が発生し、道路、河川の被害や倒木、崖崩れなどにより、市民生活に甚大な影響をもたらしている。
- ・中山間地域の地形的な問題から、大規模災害時には幹線道路をはじめ、生活道路の寸断、河川の閉塞、大規模停電、そして通信ネットワークの遮断も危惧される。
- ・地域防災に欠かせない消防団や自主防災隊について、若年層の都市部への流出や地域住民の高齢化に伴い、慢性的に担い手が不足している。

(2) 理想の姿

- ・災害死（関連死含む）がない。
- ・災害が起きたときも、不自由なく日常生活を送ることができる。
- ・被災した社会インフラ、生活インフラが早期に復旧する。

(3) 主な取り組み

- ・中山間地域の地形的な特性を踏まえ、水・食糧などの備蓄の拡充・強化を図る。
- ・橋りょうなどの老朽化への対応強化及び大雨時の土砂災害に備えた道路斜面対策を行う。
- ・消防団員OBや自主防災隊を活用した住民同士の連携による地域防災力の向上を図る。
- ・消防団教育隊を活用し、所属団員へ救助・救命資機材の取扱い及び安全管理指導を実施することで大規模災害対応力を向上させる。
- ・災害発生時に備え、迅速な災害対応を要請できるよう建設業者、委託業者、各種団体と災害協定を締結及び協定先の拡充をする。
- ・災害により道路などが被災した際には、早期に復旧工事を行う。
- ・災害復旧工事などの状況について、市HPや「災害復旧だより」を用いて地域住民への広報活動を強化していく。
- ・行政と地域住民や各種団体などが連携し、被災者支援を行う。

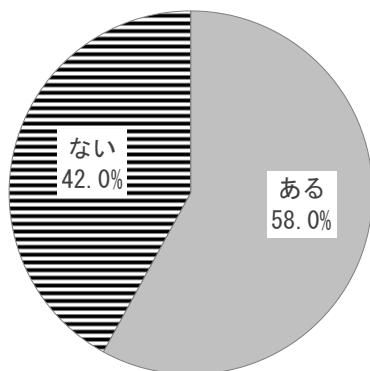
10 中山間地域交流プロモーション

(1) 現状と課題

- ・都市部市民に、中山間地域の魅力を知ってもらうため、イベントをはじめとした事業を通して中山間地域のプロモーションを一定程度実施している。
- ・中山間地域の情報発信が不足しているため、地域の魅力が十分に伝わりきっていない。
- ・田園回帰思考やコロナ禍におけるアウトドアブームにより、中山間地域に対する注目は高まっているものの、都市部市民への中山間地域アンケート結果によると約4割の市民が過去1年間に浜松市内の中山間地域を訪れていない。

都市部市民への中山間地域アンケート結果

問 過去1年間に浜松市内の中山間地域を訪れたことがありますか？



(2) 理想の姿

- ・地域の魅力がみんなに伝わっている。
- ・中山間地域に訪れる人が増える。
- ・中山間地域において、活発に交流活動が行われ、交流人口が増加することにより、地域の魅力が広く知られるようになる。
- ・地域の自然や文化、伝統を活かし、地域住民と観光客や訪問者が交流できる場が充実することで、地域の活性化が促進される。

(3) 主な取り組み

- ・中山間地域に存在する地域資源や人的資源、観光資源を交流に結びつけるため、情報発信を強化し、中山間地域の魅力を広く発信する。
- ・シティプロモーション事業やフィルムコミッショニング事業を通じて、中山間地域の地域資源・人的資源を本市が有する多様な魅力のひとつとして活用する。
- ・中山間地域を体験するプログラムやワークショップに参加することで、訪問者が地域の魅力に気づく。

11 地域資源を強みにした誘客の促進

(1) 現状と課題

- ・豊かな自然、おいしい水、きれいな空気がある。
- ・棚田など中山間地域ならではの風景がある。
- ・川や森、山などを活かしたキャンプなど、アウトドア活動が楽しめる。
- ・多くの史跡、有形・無形の文化財、伝統芸能などがある。
- ・お茶などの農産品に加え、五平餅をはじめとした地域ならではの郷土料理が豊富にある。
- ・一方で、こうした素晴らしい地域資源が誘客に結び付いていない。

(2) 理想の姿

- ・中山間地域が持つ魅力や資源を目的に来訪した人々に癒しと発見を与えられる。
- ・観光客で地域の賑わいが生まれているとともに、地域産業が活性化している。

(3) 主な取り組み

- ・中山間地域の気候や風土が生んだ地元食材や、習慣、伝統などにより育まれた食を楽しみながら旅する、ガストロノミーツーリズムを推進する。
- ・(公財)浜松・浜名湖ツーリズムビューローと協力し、地域で構築されたツアーを着地型旅行商品として販売する。

12 関係人口・交流人口の創出

(1) 現状と課題

- ・中山間地域と都市部の市内間交流は、中山間地域の魅力を知ってもらう有効な手段である。
- ・都市部市民が中山間地域について知る機会を創出するため、都市部の小学生と中山間地域住民が交流する事業や、中山間地域の魅力を体感できる集客イベントなどを開催している。
- ・一時的ではなく、継続的な交流が生まれる事業の実施が必要である。
- ・中山間地域は地理的な条件や交通の不便さから関係人口や交流人口など人々の往来が制約されている。
- ・地域の魅力や資源が適切に発信されず、観光客などの流入につながっていない。

(2) 理想の姿

- ・地域に通い、関わる人（地域のファン）が増える。
- ・国内のみならず海外の人にも本市中山間地域の自然や伝統文化の魅力が伝わっている。
- ・地域住民による継続的な交流が生まれている。
- ・関係人口と交流人口が増加し、中山間地域の活性化が図られている。
- ・地域資源や地域のもつ魅力を観光資源として活かすことで、観光客や移住者が増加している。

(3) 主な取り組み

- ・中山間地域と都市部のさまざまな年代や個人・企業・団体などが交流する機会を設け、交流から協働へ繋げる。
- ・一時的な交流ではなく、継続的な交流機会を設けることで、より多くの関係人口を創出し地域の活性化を図る。
- ・豊かな自然環境を活かした中山間地域ならではのツーリズムを構築し、農泊・民泊や農林業体験などを通して、中山間地域の地域資源を活用した交流の促進を図る。
- ・食や農林水産業、伝統文化などの魅力をウェブサイトやSNSを使って海外に向けて発信し、インバウンド（訪日外国人旅行）を促進する。
- ・地域の特産品や文化、伝統行事を活かしたイベントを定期的に開催し、観光客や移住者を呼び込む機会を創出する。

13 子育てができる環境づくり

(1) 現状と課題

- ・これから地域を担う子育て世代が暮らしやすい環境整備が必要となっている。
- ・都市部と比べて、利用できる子育て支援の体制が整っていない。
- ・市立幼稚園では、少子化に伴う園児数減少が特に顕著であり、小規模化の進行により、「集団での学び」を確保することが難しくなっている。
- ・子どもがいる家庭の点在化が進み、下校後における子ども同士の遊びや、集団での活動の機会が少なくなっている。

(2) 理想の姿

- ・豊かな自然環境で子どもをのびのびと育てることができる。
- ・子育てに必要な支援が提供され、安心して子育てをすることができる。
- ・中山間地域において幼児教育・保育の機会を確保するとともに、一定の「集団での学び」が提供されている。
- ・保護者の就労の有無に関わらず、児童の放課後における遊びの場や活動の機会が提供されている。

(3) 主な取り組み

- ・保育ママ事業や放課後子供教室など、働きながら安心して子育てできる環境を整備する。
- ・中山間地域親子ひろばや訪問ヘルパーの拡充など、子育て世代が交流や相談ができる環境を充実させる。
- ・市立幼稚園において、適正な園の配置や交流事業などを進めることで「集団での学び」を確保する。

14 農産物の特商品化、6次産業化の推進

(1) 現状と課題

- ・中山間地域で生産されたお茶は高品質であり、全国茶品評会で、「産地賞」をはじめとした数々の賞を受賞している。
- ・日照時間が短く寒暖差のある気候のもとで栽培された「天竜茶」や「春野茶」は、柔らかな茶葉に育つことから、主に浅蒸しにされる特徴がある。
- ・生活様式の変化により煎茶需要が減少し、茶価の低迷が続いている。
- ・高齢化や所得の減少などを理由に廃業する茶農家が増えており、栽培面積の減少や耕作放棄地の増加につながっている。
- ・お茶以外にも、しいたけやそば、水窪じやがたなども中山間地域の特商品である。
- ・中山間地域の気候で育ったしいたけは、肉厚で豊かな香りが特徴である。
- ・中山間地域で育てられたそばは、新そばまつりやそば打ち体験などのイベントを通して地域内外にプロモーションされている。
- ・水窪じやがたは水窪地域の在来種のじやがいもで、小ぶりながらも濃い味が特徴である。
毎年「こいねじやがた祭り」を開催し、地域内外からファンが訪れている。
- ・耕作放棄地の増加や農業従事者の減少は課題ではあるものの、地域内の若手農家・団体による耕作放棄地を再生する取り組みや、従来地域内で育てられていた野菜に加え、トウモロコシや菊芋などの特商品を耕作放棄地で生産している事例がある。

(2) 理想の姿

- ・中山間地域が茶の産地として認知度が向上し、「天竜茶」や「春野茶」などのブランド力が高まっている。
- ・生産性の向上によりさらなる高品質の農産物が生産されている。
- ・地域農産物の販路の拡大が図られている。
- ・農業所得が増加し、後継者や新規就農者の確保につながっている。

(3) 主な取り組み

- ・地域農産物が持つ魅力発信を強化し、認知度を向上させる。
- ・1次産業をはじめ、2次産業や3次産業を組み合わせた「6次産業化」を推進し、農産物の付加価値向上による販路を拡大させる。
- ・優良農地の保全に努めるとともに生産技術を高めることで、農産物の生産性を向上させる。

15 儲かる林業への進化

(1) 現状と課題

- ・中山間地域の約9割を占める森林は、日本三大人工美林「天竜美林」と称される。
 - ・中山間地域の森林のほとんどで、世界基準の制度であるFSC森林認証を取得。生産される木材はFSC認証材として流通している。
 - ・林業は、木材価格の低迷や従事者の高齢化に伴う担い手不足に陥っている。
 - ・林齢（木の年齢）の高齢化が進んでいるため、林齢の平準化が求められている。
 - ・製材工場は小規模分散だが、水平連携の取り組みを行うことで大口需要への対応を図っている。
 - ・近年の局地的な豪雨による林道災害が、木材搬出へ大きな影響を与えている。
-

(2) 理想の姿

- ・FSCの基準により持続可能な森林管理が広がっている。
 - ・木材の地産地消・地産外商がさらに進み、安定した需要・供給が確立されている。
 - ・木材生産以外の森林価値が高まり企業などの投資が森林へ還流し、森林整備が図られる好循環が生まれている。
 - ・森林整備により、水源涵養や国土保全など森林の多面的機能が向上している。
-

(3) 主な取り組み

- ・FSC森林認証を活用した天竜材のブランド化及び価値最大化により、「儲かる林業」へ進化させ、林業従事者の確保や森林管理の強化を目指す。
 - ・森林の新たな価値を生み出すため、FSC森林認証を活かしたカーボンクレジットの登録・発行を目指す。
 - ・中長期的な視点に立って森林と林業の将来像や森林経営・管理の方向性を示した「浜松市森林・林業ビジョン」に沿って各種事業を展開していく。
-

16 働く場・新事業の創出

(1) 現状と課題

- ・働く場が少ないため、地域から人が流出している。
 - ・中山間地域におけるコミュニティビジネスの創出やスタートアップによる創業は限定的であり、地域の起業家の数が少ないといった課題がある。
 - ・中山間地域に移住・定住した起業家は、雇用の場の創出や地域資源を活かしながら地域課題をビジネスとして解決し、地域の担い手として地域コミュニティも支えている。
-

(2) 理想の姿

- ・スタートアップが生まれ・集まり・育つ、スタートアップ・エコシステムを確立している。
 - ・地域内でのコミュニティビジネスの創出とスタートアップによる創業が進み、雇用が創出され、地域経済が活性化している。
 - ・起業家が育成され、地域の資源や特産品などを活かした多様なビジネスが生まれている。
-

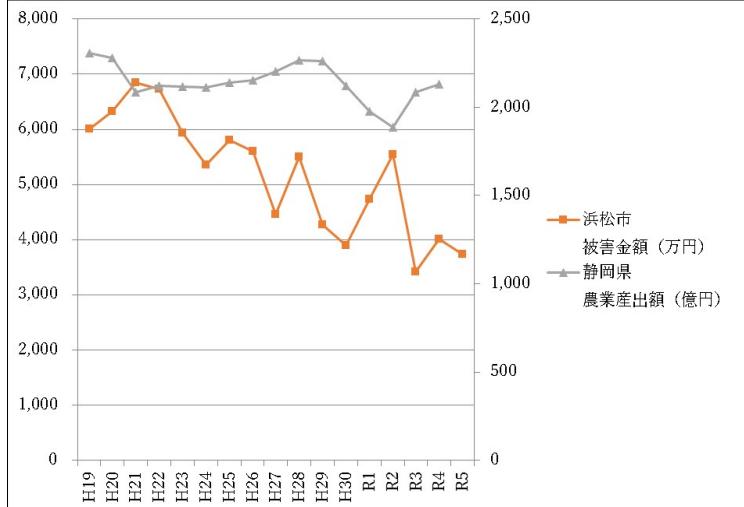
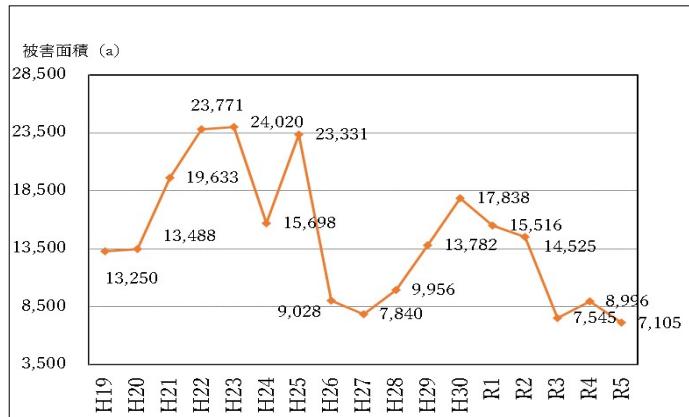
(3) 主な取り組み

- ・天竜区二俣町において、市施行による阿藏山産業用地開発事業を実施し、事業用地を求める企業に対し、物件紹介や立地調整、補助金の活用などの寄り添った支援をすることで企業立地を推進し、地域の活性化や雇用機会の創出を図る。
 - ・地域の特産品や文化、観光資源などをビジネスに組み込むための支援を行い、地域の特産品を活かした商品開発や地域ブランドを構築する。
 - ・スタートアップの創出及び成長を促すとともに、スタートアップの誘致を推進する。
 - ・中山間地域が持つ地域資源を活用し、首都圏など大都市のスタートアップとの連携を強化する。
-

17 有害鳥獣対策の強化

(1) 現状と課題

- ・鳥獣による農作物被害の金額及び面積は、これまでの鳥獣の防護や捕獲などの対策により、過去と比べて減少傾向にある。



- ・一方、近年はニホンジカの生息区域の拡大や、ツキノワグマの行動範囲の南下など、今まで見られなかった場所で鳥獣が目撃され、住民生活への影響とともに農作物被害も発生している。
- ・鳥獣の捕獲を担う猟友会では、会員の高齢化及び集落の人口減少などに伴う、担い手不足が課題になっている。
- ・一部の畑や果樹園では、収穫物の残渣などが鳥獣の餌場となり、鳥獣を誘引している。
- ・農作物被害は、農業従事者の営農意欲を低下させ、出荷量の減少や耕作放棄地の増加に繋がる恐れがある。

(2) 理想の姿

- ・野生動物の生息範囲及び生息頭数の適正化が図られている。
- ・良好な生産環境の確保により、安定的な農林業経営が行われる。
- ・捕獲された鳥獣が加工され、ジビエ肉として有効活用されている。

(3) 主な取り組み

- ・鳥獣の侵入防止対策や生息環境の管理、捕獲などで農作物被害を抑制する。
- ・狩猟免許の取得を促進し、新たな捕獲者の増加を図る。
- ・農家が野生鳥獣の特性を学び、自らの畑を守る知識取得や技術向上の機会を提供する。
- ・ジビエ産業を中山間地域内の新たな産業として、地域活性化や森林環境の保全を図る。

18 地産地消、地産外商の推進

(1) 現状と課題

- ・中山間地域では多様な地形と温暖な気候から、多くの農産物が生産されている。
- ・消費者の農産物購入や情報収集などの手法のデジタル化が急速に加速している。

(2) 理想の姿

- ・地域住民が地域内の豊富な農産物について理解を深めることで、新鮮な農産物や、それらを使った加工品や飲食店におけるメニューに対する購買意欲が高まっている。
- ・市外においても中山間地域の農産物が認識され、多様な販路が確立されている。

(3) 主な取り組み

- ・市民と生産者の交流機会を設けて食農教育を推進することで、中山間地域の農産物の理解を深める。
- ・生産者から販売者までが一丸となり、地域の食材を味わう感動を消費者へ届けることを目指す「浜松パワーフードプロジェクト」の取り組みを推進する。
- ・SNS の活用などにより、中山間地域の農産物の魅力を幅広い世代へ伝えるとともに、中山間地域の農産物をブランド化することで他産地との差別化を図る。

19 小売・サービス業の振興

(1) 現状と課題

- ・人口減少や地域外の大型店舗の増加に伴い、地域の小売店が減少している。
 - ・各地域の商店街では空き店舗が目立つ。
 - ・空き家や空き店舗などの遊休不動産を活用し、新たな店舗を構える取り組みを進めている地域も存在する。
-

(2) 理想の姿

- ・日用品の買い物に心配がない。
 - ・郵便、宅配、お金の引き出しの心配がない。
-

(3) 主な取り組み

- ・商店街の活性化に向けた取り組みを支援し、商業・サービス業の維持・向上を図る。
 - ・創業や事業承継による小売、飲食・サービス業などの創出や維持を支援する。
 - ・商工会などと連携し、セミナーの開催や相談などにより、創業・事業承継を支援する。
-

8 施策事業一覧

中山間地域振興 施策事業一覧（ソフト事業）

区分	3つの 重点方針	19の 主要施策	No.	事業名	事業内容	R6当初予算 (単位：千円)		実施予定年度					所管課
						中山間 計	市全域 計	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
「まち」 が元気で いつまでも 安全・安心 に暮らせる 中山間地域	ソフト事業	1 1	生活支援事業（山里いきいき応援隊活動事業）	都市部の若者が中山間地域に居住し、地域活性化や地域課題の解決を図る浜松山里いきいき応援隊の活動に要するもの。	59,174	59,174	○	○	○	○	○	○	市民協働・地域政策課
		1 2	体育振興会等地域スポーツ普及事業	地域の体育振興会における各種スポーツ大会の開催や地域スポーツ振興活動に対する支援を行うもの。	852	19,241	○	○	○	○	○	○	スポーツ振興課
		1 3	スポーツ推進委員等活動支援事業	地域スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整及び地域住民に対するスポーツの実技指導並びに助言を行うスポーツ推進委員の活動支援を行うもの。	-	3,481	○	○	○	○	○	○	スポーツ振興課
		1 4	小中学校スポーツ施設開放事業	小中学校の体育館やグラウンド等を社会体育活動施設として開放することで、地域スポーツの活性化及び地域住民の体力向上等を通じて生涯スポーツの振興を図るもの。	242	55,242	○	○	○	○	○	○	スポーツ振興課
		1 5	多面的機能支払交付金事業	農用地や農業用施設及び農村環境の保全管理を実施する組織に対する交付金	6,683	233,628	○	○	○	○	○	○	農地整備課
		1 6	地域スポーツ育成事業負担金	地域のスポーツを振興するため、浜松市スポーツ協会の各支部の活動を支援するもの。	300	900	○	○	○	○	○	○	浜名区区振興課
		1 7	自治会集会所整備費助成事業に対する補助金(三方原地区を除く旧北区)	各自治会所有の集会所の施設整備に対する補助金を交付するもの。（新築、増築、改修、購入及び耐震補強）	993	8,546	○	○	○	○	○	○	浜名区区振興課
		1 8	防犯灯設置維持管理助成事業に対する補助金(三方原地区を除く旧北区)	夜間の犯罪防止と交通事故防止、住みよいまちづくりを推進するため、自治会が管理する防犯灯の設置費、維持管理費（電気料）、修繕費に対し補助金を交付するもの。	3,994	18,463	○	○	○	○	○	○	浜名区区振興課
		1 9	ローカルコーポ構想推進事業に要する経費	少子高齢化・人口減少が深刻な天竜区水窪地域における地域課題に対し、持続的に課題解決に向けた取り組みのできる、地域住民等が主体となって運営される組織または仕組みづくりの検討を行うもの。	19,963	19,963	○						天竜区区振興課
		1 10	集落道等の整備等に対する原材料支給に要する経費	自治会等が地域コミュニティ活動の一環として協働で行う集落道及び水源管理道の整備等に対する原材料を支給するもの。	6,000	6,000	○	○	○	○	○	○	天竜区区振興課
		1 11	天竜区河川環境保護事業	「日本一きれいな川」を目指し、春野を流れる気田川等の河川美化に係る様々な活動（キャンプ巡視活動、花文字管理等）を実施するもの。	550	550	○	○	○	○	○	○	天竜区区振興課
		1 12	春野地区不法投棄防止パトロール事業	国県市道6路線、約37kmの不法投棄防止パトロールを月1回実施し、軽微なものに関しては回収まで行うもの。	317	317	○	○	○	○	○	○	天竜区区振興課
		1 13	各地区コミュニティ協議会の運営支援に要する経費	地域の各種団体を包含し、地域課題を話し合う組織として、地域の任意で設置する地区コミュニティ協議会の運営を支援するもの。	250	250	○	○	○	○	○	○	天竜区区振興課
		1 14	自治会集会所整備費助成事業に対する補助金(天竜区)	各自治会所有の集会所の施設整備に対する補助金を交付するもの。（新築、増築、改修、購入及び耐震補強）	393	393	○	○	○	○	○	○	天竜区区振興課
		1 15	防犯灯設置維持管理助成事業に対する補助金(天竜区)	夜間の犯罪防止と交通事故防止、住みよいまちづくりを推進するため、自治会が管理する防犯灯の設置費、維持管理費（電気料）、修繕費に対し補助金を交付するもの。	14,875	14,875	○	○	○	○	○	○	天竜区区振興課
		2 16	はまつ暮らし促進事業（浜松移住センター事業）	中山間地域移住コーディネーターの活動に要するもの。	3,690	16,549	○	○	○	○	○	○	市民協働・地域政策課
		2 17	居住促進事業（Welcome集落事業）	Welcome集落が実施する空き家調査、移住希望者への集落情報の提供、移住後の生活サポートなどの活動に対するもの。	4,000	4,000	○	○	○	○	○	○	市民協働・地域政策課
		2 18	居住促進事業（田舎暮らしお試し住宅事業）	移住希望者が移住体験や住まい探しをするために短期間居住する住宅の維持管理に要するもの。	862	862	○	○	○	○	○	○	市民協働・地域政策課

区分	3つの 重点方針	19の 主要施策	No.	事業名	事業内容	R6当初予算 (単位:千円)	実施予定年度					所管課		
						中山間 計	市全域 計	R 7	R 8	R 9	R 10			
「まち」 が元気で いつまでも 安全・安心 に暮らせる 中山間地域 ソフト事業	「まち」 が元気で いつまでも 安全・安心 に暮らせる 中山間地域 ソフト事業	2	19	居住促進事業（移住 促進空き家活用事 業）	中山間地域の空き家の活用を促進し、移住者の増加 を図るもの。	2,000	2,000	○	○	○	○	○	市民協働・地域政策課	
		3	20	浜松市中山間地域に おける遊休財産貸付 (公募型プロポーザル 方式)	市が所有する廃校などの遊休財産の利活用を促し、 関係人口・交流人口の創出等を通じて地域振興を図 るもの。	0	0	○	○	○	○	○	アセットマネジメント推進課	
		3	21	耕作放棄地対策事業	耕作放棄地の再生を促進するため、担い手農業者等 が耕作放棄地を借りて再生させる際の再生工事費 や、再生農地における営農経費を助成するもの。	-	18,760	○	○	○	○	○	農地利用課	
		4	22	いなざ人形劇まつり 開催事業（負担金）	引佐人形劇まつりにおける円滑な運営と、観劇を通じた情 緒豊かな子供たちの育成に取り組む事業を支 援するもの。	6,000	6,000	○	○	○	○	○	浜名区区振興課	
		4	23	はままつ北フェス開 催事業（負担金）	北地域内の市民の融和とこの地域の特産物等につ いて、市内外へ情報発信するための事業を支援するも の。	1,363	6,300	○	○	○	○	○	浜名区区振興課	
		4	24	天竜区文化振興事業	天竜区内各地域での文化芸術振興を図るため、地域 の芸術愛好者や団体が出演する発表会を開催するも の。	2,445	2,445	○	○	○	○	○	天竜区区振興課	
		1	4	25	市民協働による文化 振興事業	春野・佐久間・水窪・龍山の文化施設を活用し、市 民協働により地域住民に良質な音楽や舞台芸術、講 演会などを提供するもの。	2,185	2,185	○	○	○	○	○	天竜区区振興課
		4	26	文芸誌「天竜文芸」 発行事業	天竜区民等を応募対象とした文芸誌『天竜文芸』を 発行するもの。	475	475	○	○	○	○	○	天竜区区振興課	
		4	27	天竜区伝統文化振興 事業	天竜区内の伝統芸能団体の保存・伝承活動を支 援するもの。	406	406	○	○	○	○	○	天竜区区振興課	
		4	28	天竜川とともに生き る文化伝承事業	都市部と中山間地域の住民交流促進と、天竜川とと もに水を育む中山間地域の資源意識向上を図るた め、イベント事業の開催と、天竜川や水に関する情 報発信事業を行うもの。	2,000	2,000	○	○	○	○	○	天竜区区振興課	
		4	29	水窪仮装コンクール	仮装コンクールを通じて地域の伝統文化を継承や観 光客の誘致と参加者同士の交流による交流人口の増 加を図るもの。	3,600	3,600	○	○	○	○	○	天竜区区振興課	
		5	30	遠距離通園に対する 支援(春野、佐久間)	統合等により遠距離通園となった園児の保護者に対 して、通園に要する費用を援助する「遠距離通園援 助費」を支給するもの。	71	71	○	○	○	○	○	幼保運営課	
		5	31	遠距離通園に対する 支援(天竜)	統合等により遠距離通園となった園児の保護者に対 して、通園に要する費用を援助する「遠距離通園援 助費」を支給するもの。	120	120	○	○	○	○	○	幼保運営課	
		5	32	園外学習に係る移動 手段の支援(春野、佐 久間)	他園との交流事業など、園外学習を実施する際、通 園・通学に支障のない範囲で、通園・通学バスによる 移動手段について支援するもの。	887	887	○	○	○	○	○	幼保運営課	
		5	33	園外学習に係る移動 手段の支援(天竜、引 佐)	他園との交流事業など、園外学習を実施する際、通 園・通学に支障のない範囲で、通園・通学バスによる 移動手段について支援するもの。	1,056	1,155	○	○	○	○	○	幼保運営課	
		5	34	地域間幹線路線維持 事業(秋葉バス)	春野町気多から森町・袋井まで運行する秋葉線(秋 葉バス)の路線維持のため補助するもの。	5,830	5,830	○	○	○	○	○	交通政策課	
		5	35	地域間幹線路線維持 事業(秋葉線)	春野車庫から西鹿島や天竜病院まで運行する秋葉線 (遠鉄)の路線維持のため補助するもの。	28,808	28,808	○	○	○	○	○	交通政策課	
		5	36	地域バス路線維持事 業(秋葉線)	春野協働センターから春野車庫まで運行する秋葉線 (遠鉄)の路線維持のため補助するもの。	2,154	2,154	○	○	○	○	○	交通政策課	
		5	37	特定地域バス路線維 持事業(春野ふれあ いバス)	春野地域の交通を維持するため、市の委託でバス (春野ふれあいバス)を運行するもの。	37,153	37,153	○	○	○	○	○	交通政策課	
		5	38	特定地域バス路線維 持事業(佐久間ふれ あいバス)	佐久間地域の交通を維持するため、市の委託でバス (佐久間ふれあいバス)を運行するもの。	48,577	48,577	○	○	○	○	○	交通政策課	

区分	3つの 重点 方針	19の 主要 施策	No.	事業名	事業内容	R6当初予算 (単位:千円)		実施予定年度				所管課	
						中山間 計	市全域 計	R 7	R 8	R 9	R 10		
「まち」 が元気で いつまでも 安全・安心 に暮らせる 中山間地域 ソフト事業	「まち」 が元気で いつまでも 安全・安心 に暮らせる 中山間地域 ソフト事業	5	39	特定地域バス路線維持事業（水窪ふれあいバス）	水窪地域の交通を維持するため、市の委託でバス（水窪ふれあいバス）を運行するもの。	12,933	12,933	○	○	○	○	○	交通政策課
		5	40	特定地域バス路線維持事業（龍山ふれあいバス）	龍山地域の交通を維持するため、市の委託でバス（龍山ふれあいバス）を運行するもの。	3,385	3,385	○	○	○	○	○	交通政策課
		5	41	地域バス路線維持事業（引佐みどりバス）	引佐地域の交通を維持するため、市の委託でバス（引佐みどりバス）を運行するもの。	23,238	23,238	○	○	○	○	○	交通政策課
		5	42	地域バス路線維持事業（天竜ふれあいバス（門原））	天竜地域の交通を維持するため、市の委託でバス（天竜ふれあいバス（門原））を運行するもの。	1,938	1,938	○	○	○	○	○	交通政策課
		5	43	地域バス路線維持事業（天竜ふれあいバス（百古里・只来））	天竜地域の交通を維持するため、市の委託でバス（天竜ふれあいバス（百古里・只来））を運行するもの。	1,339	1,339	○	○	○	○	○	交通政策課
		5	44	地域バス路線維持事業（天竜ふれあいバス（熊・阿多古））	天竜地域の交通を維持するため、市の委託でバス（天竜ふれあいバス（熊・阿多古））を運行するもの。	43,801	43,801	○	○	○	○	○	交通政策課
		5	45	地域バス路線維持事業（天竜ふれあいバス（熊・大白木））	天竜地域の交通を維持するため、市の委託でバス（天竜ふれあいバス（熊・大白木））を運行するもの。	4,097	4,097	○	○	○	○	○	交通政策課
		5	46	交通空白地有償運送支援事業	交通空白地域における地域住民の生活交通を確保するため、運行主体であるNPO法人（がんばらまいか佐久間）に補助するもの。	1,000	1,000	○	○	○	○	○	交通政策課
		5	47	交通空白地有償運送支援事業	交通空白地域における地域住民の生活交通を確保するため、運行主体であるNPO法人（春野のえがお）に補助するもの。	1,000	1,000	○	○	○	○	○	交通政策課
		5	48	地域間幹線路線維持事業	天竜から水窪までの地域を結ぶ交通を維持するため、市の委託でバス（北遠本線）を運行するもの。	48,811	48,811	○	○	○	○	○	交通政策課
		5	49	通園・通学バス運行管理業務委託	学校の統廃合等に伴い遠距離通学対象地域となり、公共交通機関が利用できない園児・児童・生徒に対する通園・通学バスの運行を行う業務	208,519	253,560	○	○	○	○	○	教育支援課
		5	50	小中学校の校外学習に係る移動手段の支援	通園・通学バス運行支援を実施している学校等の校外学習において、通学バス車両を使用して移動手段を確保するもの。	3,666	5,026	○	○	○	○	○	教育支援課
		5	51	小学校遠距離通学に対する支援	学校の統廃合等に伴い遠距離通学者となる児童の保護者に対して通学費を援助するもの。	79	1,559	○	○	○	○	○	教育支援課
		5	52	中学校遠距離通学に対する支援	学校の統廃合等に伴い遠距離通学者となる生徒の保護者に対して通学費を援助するもの。	990	1,314	○	○	○	○	○	教育支援課
		6	53	モビリティサービス推進コンソーシアム運営事業	人口減少・少子高齢化社会において、官民連携及び異業種連携によりモビリティサービスを推進し、地域課題の解決及び地域の活性化を図るもの。	-	2,827	○	○	○	○	○	デジタル・スマートシティ推進課
		6	54	乗用モノレール整備等助成事業（補助金）	急斜面で自宅までの道路がない場合など、公的車道と自宅を結ぶ乗用モノレール等の整備に対し補助を行いうもの。	1,400	1,400	○	○	○	○	○	市民協働・地域政策課
		6	55	民放中波ラジオ中継局及び放送局の維持管理事業	天竜区内に設置されている民放中波ラジオ中継局及び放送局を適正に維持管理するもの。	26,803	26,803	○	○	○	○	○	天竜区区振興課
		6	56	天竜区役所のデジタル関連事業に要する経費	Web会議及びオンライン教養講座を開催するもの。	402	402	○	○	○	○	○	天竜区区振興課
		7	57	浄化槽設置事業費補助金（浄化槽設置整備事業）	居住を目的とした建物で使用している単独処理浄化槽またはくみ取便槽から合併処理浄化槽へ設置替えする際の工事費用について、その一部を補助するもの。	5,384	288,016	○	○	○	○	○	お客さまサービス課
		7	58	小規模水道施設設置及び維持管理費補助金	小規模水道施設管理者が実施する、施設整備・修繕、水質検査及び維持管理委託の費用に対し補助を行うもの。	6,122	6,122	○	○	○	○	○	天竜上下水道課

区分	3つの 重点 方針	19の 主要 施策	No.	事業名	事業内容	R6当初予算 (単位:千円)		実施予定年度					所管課
						中山間 計	市全 域 計	R 7	R 8	R 9	R 1	R 1	
「まち」 が元気で いつまでも 安全・安心 に暮らせる 中山間地域	ソフト事業	7 59	飲料水供給施設維持管理費補助金	飲料水供給施設水道組合が実施する、水質検査及び維持管理委託の費用に対し補助を行うもの。	5,963	5,963	○	○	○	○	○	○	天竜上下水道課
		7 60	水道未普及地域における臨時給水	渴水などにより、生活用水を一時的に確保できなくなった水道未普及地域住民に対し、臨時の給水を行うもの。	171	171	○	○	○	○	○	○	天竜上下水道課
		8 61	地域活動支援センター事業(春野町)	雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、創作活動、生産活動の機会の場を提供するもの。	7,277	7,277	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課
		8 62	地域活動支援センター事業(佐久間町)	雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、創作活動、生産活動の機会の場を提供するもの。	7,960	7,960	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課
		8 63	外出支援事業	障害のある人への外出支援として、タクシー利用券等を交付するもの。中山間地域在住者のみ、ガソリン券を選択できる。	2,428	2,428	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課
		8 64	移動入浴サービス事業	身体障害者手帳を持っている方を対象に、移動入浴車が家庭訪問し、自宅にて入浴サービスを行うもの。なお、中山間地域とそれ以外の地域では、委託料の単価が異なる。	1,145	1,145	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課
		8 65	浜松市ささえあいポイント事業	福祉施設や地域でボランティア活動を行った高齢者等に、奨励金や寄付金への交換が可能なポイントを付与するもの。	-	32,736	○	○	○	○	○	○	高齢者福祉課
		8 66	浜松市高齢者住宅改修費助成事業	市民税非課税世帯に属する60歳以上の介護保険要支援または要介護認定者が、在宅で容易に日常生活を送れるよう、住宅設備を改造するために必要な経費に対して補助を行うもの。	-	4,500	○	○	○	○	○	○	高齢者福祉課
		8 67	介護サービス利用支援事業	中山間地域に居住する利用者に対して介護サービスを提供した場合の交通費等の一部を助成する。また、中山間地域(佐久間・水窪)に居住する利用者に対する居宅介護支援にかかる人件費等の一部を助成するもの。	32,893	32,893	○	○	○	○	○	○	介護保険課
		8 68	特別地域加算利用者負担額助成事業	中山間地域でない地域の住民との負担の均衡を図るために、対象サービスの利用者に対して、中山間地域で提供するサービスに課される特別地域加算分を助成するもの。	977	977	○	○	○	○	○	○	介護保険課
		8 69	中山間地域医療支援事業	中山間地域において専門診療科医療を提供する医療機関への補助や巡回診療等実施場所への通院手段を委託により確保するもの。	6,832	6,832	○	○	○	○	○	○	健康医療課
		8 70	水窪塩沢線患者輸送運行業務	水窪町塩沢地区の住民を診療所に輸送する業務を委託するもの。	300	300	○	○	○	○	○	○	健康医療課
		8 71	天竜区看護師等修学資金貸与事業	天竜区内の病院及び診療所に勤務する意思を持つ看護学生等に対し修学資金を貸与するもの。	14,640	14,640	○	○	○	○	○	○	健康医療課
		8 72	在宅医療ICT推進事業	中山間地域のオンライン診療等の推進にかかる業務を委託するもの。	8,099	8,099	○	○	○	○	○	○	健康医療課
		8 73	診療所管理運営事業	中山間地域に所在する公設公営診療所(引佐鎮玉・浦川・伊平、春野歯科)の管理運営及び公設民営診療所(龍山・龍山歯科・あたご)への助成等を行うもの。	53,094	53,094	○	○	○	○	○	○	健康医療課
		8 74	中山間地域訪問相談支援事業	主に訪問により、在宅の精神疾患を持つ方、精神に障がいのある方等の相談に応じて、必要な情報提供や助言、生活支援を行うもの。	12,394	12,394	○	○	○	○	○	○	精神保健福祉センター
		8 75	ひきこもり対策推進事業	官民協働によるひきこもり地域支援センターを運営し、ひきこもり状態にある本人または家族からの相談に応じるほか、居場所の運営などをおこなうもの。	-	29,626	○	○	○	○	○	○	精神保健福祉センター
		8 76	佐久間病院が行う「へき地医療」事業	へき地医療の充実を図るため、診療所(浦川・山香)の運営や巡回診療を行うもの。	16,250	16,250	○	○	○	○	○	○	佐久間病院
		8 77	常勤医師及び非常勤医師の確保(佐久間病院)	中山間地域の医療確保を目的とするもの。	68,765	68,765	○	○	○	○	○	○	佐久間病院

区分	3つの 重点方針	19の 主要施策	No.	事業名	事業内容	R6当初予算 (単位：千円)		実施予定年度				所管課		
						中山間 計	市全 域 計	R 7	R 8	R 9	R 10			
「まち」が元気でいつまでも安全・安心に暮らせる中山間地域	ソフト事業	1	8	78 地域医療セミナー事業(佐久間病院)	中山間地域の医療確保を目的として、医学生等を対象に地域医療の知識や技術を習得する機会を提供するもの。	500	500	○	○	○	○	○	佐久間病院	
		8	79 看護師等修学資金貸与事業(佐久間病院)	看護職員として佐久間病院に勤務する意思のある学生を対象に修学資金を貸与するもの。	5,880	5,880	○	○	○	○	○	○	佐久間病院	
		8	80 天竜区集団がん検診受診者送迎業務	天竜区内で実施する集団がん検診事業において、検診会場までの移動手段が確保できない受診希望者をタクシーにより送迎するもの。	957	957	○	○	○	○	○	○	健康増進課	
		9	81 携帯トイレの購入	能登半島地震の教訓をふまえ、孤立が予想される中山間地域を対象に、携帯トイレを7日分備蓄する。	23,553	38,733	○	○	○	○	○	○	危機管理課	
		9	82 非常用保存食の購入	能登半島地震の教訓をふまえ、孤立が予想される中山間地域を対象に、非常用保存食を7日分備蓄する。	26,619	67,892	○	○	○	○	○	○	危機管理課	
		9	83 非常用保存飲料水の購入	能登半島地震の教訓をふまえ、孤立が予想される中山間地域を対象に、非常用保存飲料水を7日分備蓄するもの。	4,676	21,703	○	○	○	○	○	○	危機管理課	
		9	84 わたしの減災プロジェクト	発生が危惧される南海トラフ地震やそれに伴う津波、激甚化・頻発化している水害、土砂災害から命を守るためににはリスクを正しく知り、適切なタイミングに適切な場所へ避難できるよう、一人一人がいつどこに避難するかを事前に整理する「わたしの避難計画」を作成するもの。	-	315	○						危機管理課	
		10	85 中山間地域プロモーション事業	都市部市民に中山間地域を訪れる機会（「ザ・山フェス」等）を提供し、地域の魅力に触れてもらうことで、新たな交流や人・物の流れを創出するとともに、中山間地域特産品の販路開拓・拡大や定住の促進へと繋げるもの。	6,000	6,000	○	○	○	○	○	○	市民協働・地域政策課	
		10	86 中山間地域ラジオ発信事業	浜松エフエム放送を活用して、都市部を中心に、本市中山間地域の生活に密着した情報やイベントまたは観光情報を盛り込んで発信し、市内間交流の促進を図るもの。	1,716	1,716	○	○	○	○	○	○	市民協働・地域政策課	
「ひと」のつながりを大切にし、ともに支える中山間地域	ソフト事業	2	10	87 森林のまち童話大賞事業に要する経費	森林を題材とした童話を全国から募集し、最優秀作品を絵本として発行。自然豊かな浜松市のPRと未来を担う子どもたちへ森林の大切さを発信するもの。	7,141	7,141	○	○	○	○	○	○	天竜区区振興課
		10	88 天竜区駅伝大会事業に対する負担金	駅伝大会を開催することにより、参加・支援・応援を通じ、市民の健康増進、生きがいづくりを図るとともに、都市部と中山間地域住民の交流の場を提供するもの。	1,905	1,905	○	○	○	○	○	○	天竜区区振興課	
		11	89 さくま国際交流コンサート等開催事業	元ウイーン・フィルハーモニー管弦楽団のカール・ヤイトラー氏を招聘し、さくま国際交流音楽指導者講座、コンサート等を開催するもの。	2,645	2,645	○	○	○	○	○	○	創造都市・文化振興課	
		11	90 観光振興事業費補助金	市内各観光協会が実施する事業に対する補助金	4,000	21,700	○	○	○	○	○	○	観光・シティプロモーション課	
		11	91 すみれの里づくり事業	故白井鐵造氏の顕彰のためシンボル花壇管理、春野中学校入学生への花桃苗木配布を実施。また、令和4~6年度にかけて制作したミュージカル「白井鐵造物語」の公演を実施するもの。	2,369	2,369	○	○	○	○	○	○	天竜区区振興課	
		11	92 蕎麦の里づくり事業	遊休農地を活用した蕎麦生産による農山村景観保全と、地産蕎麦を活かした交流人口拡大により地域活性化を図るため、「佐久間新そばまつり」を開催するもの。	1,101	1,101	○	○	○	○	○	○	天竜区区振興課	
		11	93 綱引きによるまちづくり推進事業	話題性のある県境をかけた綱引き合戦を通じ、浜松市、飯田市の交流を図るとともに、地域振興や交流人口の増加につなげるもの。	1,050	1,050	○	○	○	○	○	○	天竜区区振興課	
		11	94 秋葉ダムさくらマラソン大会開催支援事業	秋葉ダムさくらマラソン大会開催を支援するもの。	410	410	○	○	○	○	○	○	天竜区区振興課	
		11	95 鹿島花火大会支援事業に対する負担金	鹿島花火大会の円滑な運営を図るため、来場者の安全確保や会場の環境保全などを支援するもの。	5,300	5,300	○	○	○	○	○	○	天竜区区振興課	

区分	3つの 重点方針	19の 主要施策	No.	事業名	事業内容	R6当初予算 (単位:千円)	実施予定年度					所管課
						中山間 計	市全域 計	R 7	R 8	R 9	R 10	
「ひと」 のつながりを大切にし、 ともに支える中山間地域 ソフト事業	3 地域の資源や特性を活かした「しごと」	12	96	子ども中山間地域交流事業	都市部小学校等と中山間地域をつなぐコーディネート機能や支援体制を構築し、都市部小学生等と中山間地域住民との日帰り体験活動又は1泊2日程度の宿泊体験活動等の交流プログラムを実施するもの。	8,731	8,731	○	○	○	○	市民協働・地域政策課
		12	97	中山間地域交流デラックス事業	都市部市民を対象とした中山間地域の自然や伝統、食文化、暮らしなどに関わる交流プログラムを各地域で実施することで、都市部及び中山間地域における市民の相互交流を創出するもの。	2,275	2,275	○	○	○	○	市民協働・地域政策課
		12	98	はままつやまもりアドベンチャー事業	都市部の住民に対し、中山間地域への訪問を促し、クイズラリー形式で遊びながら地域を回遊し、地域の魅力や課題への理解を深めることで、継続的な来訪を促すもの。	435	435	○	○	○	○	市民協働・地域政策課
		2	12	99 山の日ツアーアイデア事業	都市部市民が中山間地域を訪問し、地域の自然や生活環境、文化、歴史にふれることで中山間地域の魅力と役割について知識を深め交流のきっかけをつくるバスツアーの企画・コーディネートするもの。	423	423	○	○	○	○	市民協働・地域政策課
		12	100	まちむらリレーション市民交流会議事業	都市部と中山間地域の交流促進による中山間地域振興を目的とした市民交流会議を行うもの。	511	511	○	○	○	○	市民協働・地域政策課
		12	101	天竜区交流促進事業に対する負担金	各地区の歴史や文化など地域の魅力をPRし、交流人口の増大を図るために、各地区で行われる産業まつりを支援するもの。	12,349	12,349	○	○	○	○	天竜区区振興課
		12	102	いっかもないか事業	関係人口を巻き込んで持続可能な地域づくりに取り組むとともに、本事業を通して関係人口の見える化を図り、ふるさと回帰を促す一助とするもの。	135	135	○				天竜区区振興課
		12	103	天竜区ツーリズム創出事業	自然志向の高まりや旅行ニーズの多様化にあわせ、交流人口・関係人口の創出、拡大を図るために、本区の観光資源を活用した観光客誘致事業を実施するもの。	780	780	○				天竜区区振興課
		13	104	中山間地域親子ひろば事業	中山間地域に住む乳幼児とその保護者の交流や子育ての相談などができる場を提供するもの。	860	860	○	○	○	○	子育て支援課
		13	105	保育ママ事業	天竜区において、子育てと就労の両立を支援するとともに児童の健全な育成のため、保育ママとして認定された保育士等の自宅などにおいて保育を行うもの。	3,458	3,458	○	○	○	○	幼保支援課
		13	106	私立幼稚園教育振興助成事業	私立幼稚園が行う、幼児の教育環境向上等に係る事業に対し補助するもの。	14,164	55,994	○	○	○	○	幼保支援課
		13	107	天竜区青少年事業	天竜区内青少年の健全育成を図る活動を支援するもの。	854	854	○	○	○	○	天竜区区振興課
		13	108	放課後子供教室推進事業	中山間地域の児童の放課後や長期休業中における安全・安心な居場所の確保と、様々な体験・交流・学習活動の機会を提供するもの。	25,843	29,858	○	○	○	○	教育総務課
		13	109	学校教育指導支援員等配置事業	複式学級に在籍する児童への指導を行う支援員(複式学級支援員)を配置し、学習指導支援を行うもの。	7,145	150,941	○	○	○	○	教職員課
		14	110	浜松市山間地域農業生産活動事業(ソフト事業)	3名以上の農業者に対し、イベント等への出店関連経費、専門家等の派遣経費、PRの経費等を補助するもの。	1,000	1,000	○	○	○	○	農業振興課
		15	111	森林認証推進事業	FSC森林認証の更新及び面積拡大や「浜松市公共部門における地域材利用促進に関する基本方針」に基づき、公共建築物でのFSCプロジェクト認証の取得を進めるためのもの。	-	1,483	○	○	○	○	林業振興課
		15	112	市有林管理事業	浜松市が所有する森林(市有林)の管理(間伐等)に要するもの。	1,934	7,411	○	○	○	○	林業振興課
		15	113	天竜美林カーボンクリージット創出モデル事業	市内森林の二酸化炭素吸収量をクリジット化し、森林の新たな価値を生み出すとともに、森林を活用した木材生産以外の新規ビジネスを創出するためのもの。	-	12,874	○	○	○	○	林業振興課

区分	3つの 重点方針	19の 主要施策	No.	事業名	事業内容	R6当初予算 (単位:千円)		実施予定年度				所管課
						中山間 計	市全域 計	R 7	R 8	R 9	R 1 0	
地域の資源や特性を活かした「しごと」を創出し維持する中山間地域	ソフト事業	15	114	森林整備・林業振興事業	森林組合や林業事業体等が行う森林整備（間伐、除伐、主伐等）を支援するためのもの。	132,370	132,370	○	○	○	○	林業振興課
		15	115	森林活用等都市間連携事業	都市間連携イベントへの出展等を行い、天竜材の販路拡大に向け、首都圏の大都市との連携を進めるためのもの。	-	1,037	○	○	○	○	林業振興課
		15	116	森林経営管理推進事業	適切に管理されていない森林に対して、所有者の意向調査や計画作成等を行い、意欲と能力のある林業経営者に繋げることなどで林業の成長産業化及び適切な森林整備を図るためのもの。	36,333	36,333	○	○	○	○	林業振興課
		15	117	天竜林業イノベーション推進事業	先進林業技術導入やDX化による経営力向上・労働安全対策等により、林業イノベーションを加速させ、低い生産性や高い労働災害率、遅れているDX化等といった林業特有の課題を解決し、「儲かる天竜林業」を実現させるためのもの。	-	12,216	○	○			林業振興課
		15	118	スマート林業推進事業	林道情報のデジタル化やLPWAエリア維持管理等、新たな技術等を活用し、新しい林業を進めるためのもの。	-	10,317	○	○	○	○	林業振興課
		15	119	林業成長産業化推進事業	天竜材の多様な分野への展開に向けた開発・生産・流通を目的とした事業に対して支援し、林業・木材産業の成長産業化を推進するためのもの。	-	2,629	○	○	○	○	林業振興課
		15	120	天竜材人材育成・担い手確保事業	林業、木材製造業等が行う新規就業者の技術力向上や新たな担い手の確保に繋がる取組、林業就業者の作業環境整備等に要する経費を支援し、林業の人材育成・担い手確保を推進するためのもの。	-	10,750	○	○	○	○	林業振興課
		16	121	生活支援事業（中山間地域あらたな仕事づくり研究事業）	中山間地域における新たな産業の掘り起し、起業等の誘致による雇用拡大、地域振興を図るために各種事業を実施するもの。	2,108	2,108	○	○	○	○	市民協働・地域政策課
		16	122	中山間地域コミュニティビジネス起業資金貸付事業	浜松市の中山間地域に移住してコミュニティビジネスを起業しようとする者に対し、起業資金を貸与し、移住及び起業を促進することにより、地域の振興を図るもの。	4,000	4,000	○	○	○	○	市民協働・地域政策課
		16	123	中山間地域まちづくり事業	中山間地域特有の課題解決のため、地域住民の主体的、組織的な活動に対する交付金	100,000	100,000	○	○	○	○	市民協働・地域政策課
		16	124	中山間地域まちづくりスクールin里山	地域づくりの担い手であるNPO法人や任意団体など、地域で活動している方々を対象に、新たな事業発案や事業展開等にかかる支援を行うもの。	470	470	○	○	○	○	市民協働・地域政策課
		16	125	みんなの中山間地域応援事業	中山間地域が有する様々な課題の解決に資するアイデアや事業提案を募集し、効果が見込まれるものを市の委託事業として実施することにより、中山間地域の振興を図るもの。	20,000	20,000	○	○	○	○	市民協働・地域政策課
		16	126	天竜サテライトオフィス運営事業	中山間地域におけるビジネスパーソンのコミュニティ拠点として設置した天竜サテライトオフィスの運営を通じ、天竜地域での新ビジネス創出や地域活性化を図るもの。	8,135	8,135	○	○	○	○	スタートアップ推進課
		16	127	はままつイノベーション拠点形成事業	地域の社会課題解決等をテーマとし、市内の企業・団体が首都圏のスタートアップなどと共に連携・実証実験を行ふことを促進し、天竜地域での新ビジネス創出や地域活性化を図るもの。	-	22,000	○	○	○	○	スタートアップ推進課
		17	128	カモシカ被害対策事業	被害実態調査等の実施に基づく「カモシカ管理計画」を策定し、カモシカの個体数調整等を行い、特別天然記念物のカモシカによる食害を軽減するためのもの。	5,197	5,197	○	○	○	○	林業振興課
		17	129	野生鳥獣出没緊急対応事業	住宅地等に野生鳥獣が出没した際、迅速に現場出動による追い払い、注意喚起業務等を行い、市民の安心・安全を確保するためのもの。	-	2,915	○	○	○	○	林業振興課
		17	130	狩猟従事者事故防止・後継者育成事業	地域で深刻な問題となっている有害鳥獣被害の拡大を防ぐため、狩猟免許取得者の増加と技術向上及び事故防止を図るもの。	282	282	○	○	○	○	天竜区区振興課
		18	131	天竜材の家百年住居の助成事業	市内で生産・加工されたFSC認証材を一定量以上使用する木造住宅の建築主に対して、FSC認証材使用に関わる費用の一部を支援し、天竜材の利用拡大を進めるためのもの。	-	78,330	○	○			林業振興課

区分	3つの 重点 方針	19の 主要 施策	No.	事業名	事業内容	R6当初予算 (単位:千円)		実施予定年度				所管課
						中山間 計	市全域 計	R 7	R 8	R 9	R 10	
ソフト事業 3 地域の資源や特性を活かした「しごと」	18	132	天竜材ぬくもり空間創出事業	市内で生産・加工されたFSC認証材を使い、浜松市内の非住宅建築物の木造・木質化を行う施主に対し、FSC認証材または木製家具・木製品（FSC認証製品）の購入費等を支援し、天竜材の利用拡大を進めるためのもの。	—	25,000	○ ○ ○ ○ ○ ○					林業振興課
		133	FSC認証材利用拡大推進事業	天竜材及びFSC森林認証の認知度向上に関する取組を行うことで、FSC認証材（天竜材）の地産地消・地産外商を積極的に推進し、FSC認証材（天竜材）の利用拡大に繋げるためのもの。	—	10,768	○ ○ ○ ○ ○ ○					林業振興課
		134	商店街施設整備事業費補助金	商店街の振興及び美化を図るため、商店街施設を整備・撤去する場合に補助を行うもの。	—	12,549	○ ○ ○ ○ ○ ○					産業振興課
		135	商店街等課題解決事業費補助金	商店街の活性化を図るため、商店街の課題を解決するための事業に対し補助を行うもの。	—	1,000	○ ○ ○ ○ ○ ○					産業振興課
		136	空き店舗等利活用事業費補助金	商店街の活性化を図るため、空き店舗へ出店する事業に対し補助を行うもの。	—	18,500	○ ○ ○ ○ ○ ○					産業振興課
		137	はままつ起業家カフェ運営事業	創業・新事業展開・事業承継等を支援するため、「はままつ起業家カフェ」を開設し、セミナーの開催や個別相談等を行うもの。	—	22,433	○ ○ ○ ○ ○ ○					産業振興課
		138	事業承継支援事業	事業承継の意識を啓発するため、専門家が普及啓発や訪問相談を行うもの。	—	3,050	○ ○ ○ ○ ○ ○					産業振興課
						ソフト事業 計	1,387,977	2,686,059				

《R6年度当初予算額の表記について》

①R6年度当初予算計上はないが、R7年度以降に過疎計画など事業計画があるもの。

中山間0千円、市全域0千円

②R6年度当初予算計上があり、「中山間のみ」の事業。

中山間★★千円 = 市全域★★千円

③R6年度当初予算計上があり、「中山間分の予算が計上できる」市全域の事業。

中山間★★千円 < 市全域●●千円(中山間★★千円は市全域●●千円の内数)

④R6年度当初予算計上があり、「中山間分の予算計上ができない」市全域の事業。

中山間一千円、市全域●●千円

中山間地域振興 施策事業一覧（ハード事業）

区分	3つの 重点 方針	19の 主要 施策	No.	事業名	事業内容	R6当初予算 (単位：千円)	実施予定年度					所管課
						中山間 計 市全域 計	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
「まち」 が元気で いつまでも 安心に暮らせる 中山間 地域	ハード 事業	4 1	高根城復元施設曲輪 柵修繕事業	市指定史跡である高根城跡について、復元施設を適切に管理するとともに、見学環境を整え、市民に公開するもの。	759	759	○	○				文化財課
		4 2	鈴木家住宅維持管理 事業	国指定重要文化財である鈴木家住宅を適切に管理するとともに、見学環境を整え、市民に公開するもの。	1,262	1,262	○	○	○	○	○	文化財課
		4 3	田代家住宅維持管理 事業	国登録有形文化財である田代家住宅を適切に管理するとともに、見学環境を整え、市民に公開するもの。	15,881	15,881	○	○	○	○	○	文化財課
		4 4	内山真龍資料館維持 管理事業	国学者内山真龍に関する資料を収集、展示することにより、真龍の業績を顕彰するとともに、文化の向上を図るもの。	8,445	8,445	○	○	○	○	○	文化財課
		4 5	二俣城跡及び鳥羽山 城跡保存活用事業	国指定史跡である二俣城跡及び鳥羽山城跡について、有効に活用するための調査研究を行うとともに、見学環境を整備するもの。	31,907	31,907	○	○	○	○	○	文化財課
		4 6	光明山古墳保存活用 事業	国指定史跡である光明山古墳について、見学環境を整え、市民に公開するもの。	3,387	3,387	○	○	○	○	○	文化財課
		6 7	農道和泉線維持修繕 計画業務	農用地の周辺農道（和泉線）の法面対策のための設計業務に要するもの。	10,000	10,000	○	○	○	○	○	農地整備課
		6 8	農道熊切南部線地すべり 調査測量設計業務	農用地の周辺農道（熊切南部線）の地すべり対策のための調査測量設計業務に要するもの。	8,700	8,700	○	○	○	○	○	農地整備課
		6 9	農道熊切南部線舗装 修繕工事	農用地の周辺農道（熊切南部線）の舗装修繕工事に要するもの。	5,000	5,000	○	○	○	○	○	農地整備課
		6 10	交通安全施設等整備・ 修繕事業（国交付金 事業）	通学路の危険箇所への歩道設置（L=460m）	230,000	1,341,600	○					道路企画課
		6 11	交通安全施設等整備・ 修繕事業（市道単独 事業）	道路幅員確保のための側溝改良（L=200m）	10,000	1,362,449	○					道路企画課
		6 12	国県道整備事業（国 交付金事業）	主事業：国道152号（浜北天竜BP）の整備（L=540m）	520,000	1,137,400	○	○	○	○	○	道路企画課
		6 13	国県道整備事業（單 独事業）	主事業：国道362号（大沢）の整備（L=180m）	518,500	1,109,400	○	○	○	○	○	道路企画課
		6 14	三遠南信自動車道関 連整備事業（国交付 金事業）	水窪北IC（仮称）～水窪IC（仮称）間における現道改良区間の整備	880,942	880,942	○	○	○	○	○	道路企画課
		6 15	三遠南信自動車道関 連整備事業（単独事 業）	水窪北IC（仮称）～水窪IC（仮称）間における現道改良区間の整備	517,500	517,500	○	○	○	○	○	道路企画課
		6 16	国直轄道路事業（負 担金）	国が進める三遠南信自動車道の整備にかかる負担金	1,530,000	1,794,000	○	○	○	○	○	道路企画課
		6 17	道路維持修繕事業 (国交付金事業)	国補助金を活用し、本市が管理する橋梁、トンネル、舗装等の維持修繕に要するもの。	1,301,750	2,651,548	○	○	○	○	○	道路保全課
		6 18	道路維持修繕事業 (国県道単独事業)	市の単独事業により、本市が管理する国県道の舗装や排水構造物の維持修繕に要するもの。	475,816	1,712,169	○	○	○	○	○	道路保全課
		6 19	道路維持修繕事業 (市道単独事業)	市の単独事業により、本市が管理する市道の舗装や排水構造物の維持修繕に要するもの。	340,133	2,830,962	○	○	○	○	○	道路保全課
		6 20	道路維持修繕事業 (長寿命化推進単独 事業)	市の単独事業により、本市が管理する橋梁、トンネル、舗装等の長寿命化に寄与する維持修繕に要するもの。	668,750	2,501,892	○	○	○	○	○	道路保全課

区分	3つの 重点 方針	19の 主要 施策	No.	事業名	事業内容	R6当初予算 (単位:千円)		実施予定年度				所管課	
						中山間 計	市全域 計	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
「まち」 が元気でいつまでも安全・安心に暮らせる中山間地域 ハード事業	6	21	道路防災事業（国交付金事業）	国補助金を活用し、緊急輸送道路等の落石対策などの道路斜面対策に要するもの。	1,116,300	1,226,300	○	○	○	○	○	○	道路保全課
		22	道路防災事業（単独事業）	市の単独事業により、道路パトロールや地元要望に基づく道路斜面対策に要するもの。	471,320	833,320	○	○	○	○	○	○	道路保全課
		23	橋りょう耐震補強事業（国交付金事業）	国補助金を活用し、本市が管理する橋梁の耐震対策に要するもの。	738,800	1,542,800	○	○	○	○	○	○	道路保全課
		24	橋りょう耐震補強事業（単独事業）	市の単独事業により、本市が管理する橋梁の耐震対策に要するもの。	31,000	99,500	○	○	○	○	○	○	道路保全課
		25	一般県道水窪森線（豊岡）（舗装・改良）	過疎地域自立促進計画に基づく県道の側溝改良を行うもの。	12,000	12,000	○	○					道路保全課
		26	一般県道鮎釣東雲名春野線（舗装・改良）	過疎地域自立促進計画に基づく県道の側溝改良を行うもの。	0	0	○						道路保全課
		27	一般県道水窪羽ヶ庄佐久間線（ヤジマ南）（舗装・改良）	過疎地域自立促進計画に基づく県道の道路拡幅改良を行うもの。	0	0	○						道路保全課
		28	市道春野サルゴダ大時線（舗装・改良）	過疎地域自立促進計画に基づく市道の舗装修繕を行うもの。	12,000	12,000	○	○					道路保全課
		29	市道春野門島高杉線（舗装・改良）	過疎地域自立促進計画に基づく市道の側溝改良を行うもの。	10,000	10,000	○	○					道路保全課
		30	市道龍山下平山線（舗装・改良）	過疎地域自立促進計画に基づく市道の舗装修繕を行うもの。	0	0	○	○					道路保全課
		31	一般県道水窪森線（山住）（災害防除）	過疎地域自立促進計画に基づく県道の道路斜面対策を行うもの。	23,000	23,000	○	○					道路保全課
		32	市道佐久間上平山線（災害防除）	過疎地域自立促進計画に基づく市道の道路斜面対策を行うもの。	24,000	24,000	○	○					道路保全課
		33	市道佐久間福沢線（災害防除）	過疎地域自立促進計画に基づく市道の道路斜面対策を行うもの。	9,000	9,000	○	○					道路保全課
		34	主要地方道天竜東栄線（災害防除）	過疎地域自立促進計画に基づく県道の道路斜面対策を行うもの。	20,000	20,000	○						道路保全課
		35	主要地方道飯田富山佐久間線（災害防除）	過疎地域自立促進計画に基づく市道の道路斜面対策を行うもの。	40,000	40,000	○	○					道路保全課
		36	市道水窪上鶯巣線（災害防除）	過疎地域自立促進計画に基づく市道の道路斜面対策を行うもの。	10,000	10,000	○	○					道路保全課
		37	市道水窪白倉川線（災害防除）	過疎地域自立促進計画に基づく市道の道路斜面対策を行うもの。	20,000	20,000	○	○					道路保全課
		38	マンホールポンプ改築（佐久間処理区）	古くなったマンホールポンプを、新しいマンホールポンプに取り換える工事	7,370	7,370	○	○					天竜上下水道課
		39	マンホールポンプ改築（気田処理区）	古くなったマンホールポンプを、新しいマンホールポンプに取り換える工事	12,870	12,870	○	○	○	○	○	○	天竜上下水道課
		40	マンホールポンプ改築（城西処理区）	古くなったマンホールポンプを、新しいマンホールポンプに取り換える工事	0	0	○	○	○	○	○	○	天竜上下水道課

区分	3つの 重点 方針	19の 主要 施策	No.	事業名	事業内容	R6当初予算 (単位：千円)		実施予定年度				所管課	
						中山間 計	市全域 計	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
ハード事業 「まち」 が元気で いつまでも 安全・安心 に暮らせる 中山間地域	「まち」 が元気で いつまでも 安全・安心 に暮らせる 中山間地域	6	41	マンホールポンプ改築（西遠処理区・天竜）	古くなったマンホールポンプを、新しいマンホールポンプに取り換える工事	0	0	○	○				天竜上下水道課
		6	42	上市場農業集落排水施設接続統合工事	佐久間町浦川の上市場農業集落排水処理施設を公共下水道（浦川処理区）に接続する工事	0	0	○	○	○			天竜上下水道課
		7	43	老朽管更新工事（引佐北部）	古くなった水道管を、新しい水道管に取り換える工事	34,188	34,188	○					北部上下水道課
		7	44	峰熊飲料水供給施設の施設整備	峰熊飲料水供給施設の古くなった水道管を、新しい水道管に取り換える工事	2,500	2,500	○	○				天竜上下水道課
		7	45	老朽管更新工事（天竜）	古くなった水道管を、新しい水道管に取り換える工事（旧龍山分含む）	265,580	265,580	○	○	○	○	○	天竜上下水道課
		7	46	施設改良工事(天竜)	古くなった施設や機械を取り換える工事（旧龍山分含む）	29,852	29,852	○	○	○	○	○	天竜上下水道課
		1	47	施設改良工事(春野)	古くなった施設や機械を取り換える工事	5,853	5,853	○	○	○	○	○	天竜上下水道課
		7	48	施設改良工事(佐久間)	古くなった施設や機械を取り換える工事	100,803	100,803	○	○	○	○	○	天竜上下水道課
		7	49	施設改良工事(水窪)	古くなった施設や機械を取り換える工事	9,053	9,053	○	○	○	○	○	天竜上下水道課
		7	50	老朽管更新工事（春野）	古くなった水道管を、新しい水道管に取り換える工事	148,303	148,303	○	○	○	○	○	天竜上下水道課
		7	51	老朽管更新工事（佐久間）	古くなった水道管を、新しい水道管に取り換える工事	59,450	59,450	○	○	○	○	○	天竜上下水道課
		7	52	老朽管更新工事（水窪）	古くなった水道管を、新しい水道管に取り換える工事	89,460	89,460	○	○	○	○	○	天竜上下水道課
		8	53	佐久間病院医療機器等整備事業	診療に必要な機器等を整備するもの。	26,144	26,144	○	○	○	○	○	佐久間病院
		8	54	高規格救急自動車購入事業	救急体制を維持するため、救急車の更新を行うもの。	0	0		○	○	○	○	警防課
		9	55	消防ポンプ自動車購入事業	消防力を維持するため、消防署及び消防団の消防自動車の更新を行うもの。	68,647	68,647	○	○	○	○	○	警防課
		9	56	小型動力ポンプ付き積載車購入事業	消防力を維持するため、消防団の消防自動車の更新を行うもの。	0	0	○	○	○	○	○	警防課
		9	57	広報車等購入事業	消防力を維持するため、消防署及び消防団の消防自動車の更新を行うもの。	0	0	○	○				警防課
		9	58	救助工作車購入事業	消防力を維持するため、消防署の消防自動車の更新を行うもの。	0	0		○				警防課
		9	59	水槽付き消防ポンプ自動車購入事業	消防力を維持するため、消防署の消防自動車の更新を行うもの。	0	0		○				警防課
		9	60	消防ヘリコプター整備事業	消防ヘリコプター「はまかぜ」の機体更新のための計画立案を行うもの。	-	3,643	○	○	○	○	○	警防課

区分	3つの重点方針	19の主要施策	No.	事業名	事業内容	R6当初予算 (単位:千円)		実施予定年度				所管課	
						中山間 計	市全域 計	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
ハード事業 地域の資源や特性を活かした「しごと」を創出し維持する中山間地域	「まち」	1 9	61	消防航空隊運営維持管理事業	消防ヘリコプター「はまかぜ」及びヘリポートの維持管理のための事業を行うもの。	—	131,843	○	○	○	○	○	警防課
		9	62	消防航空隊安全運航事業	消防ヘリコプターの安全運航のための研修や訓練へ参加するための事業を行うもの	—	98,457	○	○	○	○	○	警防課
	「ひと」	2 11	63	観光施設関連工事	観光客が利用するトイレや街路灯などを整備補修等するための工事	12,959	29,100	○	○	○	○	○	観光・シティプロモーション課
		14 14	64	浜松市山間地域農業生産活動事業（ハード事業）	農業者及び農業者が組織する団体に対し、奨励作物への転換費用、農業用設備等の導入費用等を補助するもの	8,000	8,000	○	○	○	○	○	農業振興課
	「ひと」	14 14	65	中山間総合整備事業（北遠地区）	県で実施されている中山間総合整備（北遠地区）に対する負担に要するもの。	22,500	22,500	○					農地整備課
		14 14	66	中山間総合整備関連市単独事業（北遠・大栗安地区）	県で実施されている中山間総合整備（北遠・大栗安地区）に関連して市の整備負担に要するもの。	14,280	14,280	○					農地整備課
	「ひと」	15 15	67	林業専用道倉山泉線（開設）	林業専用道（倉山泉線）の開設に向けた全体計画調査及び測量、工事等に要するもの。	13,255	13,255	○	○	○	○	○	林業振興課
		15 3	68	県単独治山事業	県補助金等を活用し、山地崩壊地の復旧または荒廃の恐れのある林地等の工事等に要するもの。	19,734	19,734	○	○				林業振興課
	「ひと」	15 15	69	市単独治山事業	県補助金対象外地区の治山整備や荒廃森林の山地災害予防等を目的とした森林整備に対する助成に要するもの。	32,355	32,355	○	○	○	○	○	林業振興課
		15 15	70	公共林道整備事業	国・県補助金等を活用し、林道の開設等に要するもの。	29,700	29,700	○	○	○	○	○	林業振興課
	「ひと」	15 15	71	市単独林道整備事業	県補助金対象（過疎地域）外地域の林道を市の単独事業により備するもの。	22,966	22,966	○	○	○	○	○	林業振興課
		15 15	72	林道維持補修事業	市内全域の林道204路線の維持管理に要するもの。	402,172	402,172	○	○	○	○	○	林業振興課
	「ひと」	15 15	73	低コスト林業推進助成事業（補助金）	木材生産の低コスト化と生産力の向上を図るために、森林所有者がFSC認証林内で行う林内路網等整備に係る経費を支援するもの。	70,000	70,000	○	○	○	○	○	林業振興課
		15 15	74	林道天竜線（改良）	県補助金を活用し、林道天竜線の改良工事等を進めるもの。	0	0	○					林業振興課
	「ひと」	15 15	75	林道春塙山線（改良）	県補助金を活用し、林道春塙山線の改良工事等を進めるもの。	8,965	8,965	○					林業振興課
		15 15	76	林道久保田線（改良）	県補助金を活用し、林道久保田線の改良工事等を進めるもの。	15,455	15,455	○					林業振興課
	「ひと」	15 15	77	林道樽山線（改良・舗装）	県補助金を活用し、林道樽山線の改良工事及び舗装工事等を進めるもの。	0	0	○					林業振興課
		15 15	78	林道金川杉峰線（改良）	県補助金を活用し、林道金川杉峰線の改良工事等を進めるもの。	5,445	5,445	○					林業振興課
	「ひと」	15 15	79	林道中山長沢線（改良）	県補助金を活用し、林道中山長沢線の改良工事等を進めるもの。	8,635	8,635	○					林業振興課
		15 15	80	県営林道整備促進支援事業負担金（大尾大日山線）	県が実施する大尾大日山線の整備に対して、事業費の一部を負担するためのもの。	8,000	8,000	○	○	○	○	○	林業振興課

区分	3つの 重点 方針	19の 主要 施策	No.	事業名	事業内容	R6当初予算 (単位:千円)		実施予定年度				所管課	
						中山間 計	市全域 計	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
ハード事業 3 地域の資源や特性を活かした「しごと」を創出し維持する中山間地域	林道佐久間線（改良） 林道出馬線（改良） 林道向皆外線（改良） 林道半場線（改良） 林道池の平矢岳線（改良・舗装） 林道地八線（改良・舗装）	15 81	林道佐久間線（改良）	県補助金を活用し、林道佐久間線の改良工事等を進めるもの。	14,080	14,080	○						林業振興課
		15 82	林道出馬線（改良）	県補助金を活用し、林道出馬線の改良工事等を進めるもの。	0	0	○						林業振興課
		15 83	林道向皆外線（改良）	県補助金を活用し、林道向皆外線の改良工事等を進めるもの。	4,235	4,235	○						林業振興課
		15 84	林道半場線（改良）	県補助金を活用し、林道半場線の改良工事等を進めるもの。	6,490	6,490	○						林業振興課
		15 85	林道池の平矢岳線（改良・舗装）	県補助金を活用し、林道池の平矢岳線の改良工事及び舗装工事等を進めるもの。	8,965	8,965	○						林業振興課
		15 86	林道地八線（改良・舗装）	県補助金を活用し、林道地八線の改良工事及び舗装工事等を進めるもの。	0	0	○						林業振興課
		15 87	林道天竜名古尾1線（改良・舗装）	県補助金を活用し、林道天竜名古尾1線の改良工事及び舗装工事等を進めるもの。	0	0	○						林業振興課
		15 88	県営林道整備促進支援事業負担金（池の平矢岳線）	県が実施する池の平矢岳線の整備に対して、事業費の一部を負担するためのもの。	5,000	5,000	○						林業振興課
		15 89	県営林道整備促進支援事業負担金（地八吉沢線）	県が実施する地八吉沢線の整備に対して、事業費の一部を負担するためのもの。	16,000	16,000	○	○	○	○	○	○	林業振興課
		15 90	林道天竜川線（改良）	県補助金を活用し、林道天竜川線の改良工事等を進めるもの。	8,965	8,965	○						林業振興課
ハード事業 3 地域の資源や特性を活かした「しごと」を創出し維持する中山間地域	林道大野中根山線（改良） 林道上村団地線（改良・舗装） 林道大沢線（改良） 林道西山線（改良） 林道奈良代線（改良・舗装）	15 91	林道大野中根山線（改良）	県補助金を活用し、林道大野中根山線の改良工事等を進めるもの。	15,785	15,785	○						林業振興課
		15 92	林道上村団地線（改良・舗装）	県補助金を活用し、林道上村団地線の改良工事及び舗装工事等を進めるもの。	0	0	○						林業振興課
		15 93	林道大沢線（改良）	県補助金を活用し、林道大沢線の改良工事等を進めるもの。	8,965	8,965	○						林業振興課
		15 94	林道西山線（改良）	県補助金を活用し、林道西山線の改良工事等を進めるもの。	8,965	8,965	○						林業振興課
		15 95	林道奈良代線（改良・舗装）	県補助金を活用し、林道奈良代線の改良工事及び舗装工事等を進めるもの。	15,950	15,950	○						林業振興課
		15 96	林道上鶯巣線（改良）	県補助金を活用し、林道上鶯巣線の改良工事等を進めるもの。	7,150	7,150	○						林業振興課
		15 97	林道戸中山線（改良）	県補助金を活用し、林道戸中山線の改良工事等を進めるもの。	0	0	○						林業振興課
		15 98	県営林道整備促進支援事業負担金（池の平矢岳線）	県が実施する池の平矢岳線の整備に対して、事業費の一部を負担するためのもの。	0	0	○						林業振興課
		15 99	林道戸倉線（改良）	県補助金を活用し、林道戸倉線の改良工事等を進めるもの。	17,600	17,600	○						林業振興課
		15 100	林道寺尾線（改良）	県補助金を活用し、林道寺尾線の改良工事等を進めるもの。	0	0	○						林業振興課

区分	3つの 重点 方針	19の 主要 施策	No.	事業名	事業内容	R6当初予算 (単位：千円)		実施予定年度					所管課			
						中山間 計	市全域 計	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11				
ハード事業	3 地域の資源	15 ¹⁰¹	林道下平山線（改良）	県補助金を活用し、林道下平山線の改良工事等を進めるもの。	15,455	15,455	○						林業振興課			
			16 ¹⁰²	阿藏山開発関連事業	産業の振興や経済の発展を目的として、企業を誘致するための産業用地を二俣町の市有地に整備する。	48,301	48,301	○	○	○	○	○	企業立地推進課			
						ハード事業 計	11,372,552	23,813,607								
						ソフト事業+ハード事業 計	12,760,529	26,499,666								

《R6年度当初予算額の表記について》

- ①R6年度当初予算計上はないが、R7年度以降に過疎計画など事業計画があるもの。
中山間0千円、市全域0千円
- ②R6年度当初予算計上があり、「中山間のみ」の事業。
中山間★★千円 = 市全域★★千円
- ③R6年度当初予算計上があり、「中山間分の予算が計上できる」市全域の事業。
中山間★★千円 < 市全域●●千円(中山間★★千円は市全域●●千円の内数)
- ④R6年度当初予算計上があり、「中山間分の予算計上ができない」市全域の事業。
中山間一千円、市全域●●千円

9 参考 数字で見る中山間地域の課題

地理的特徴

中山間地域と全市域の比較

	浜松市全域 (浜名湖含む)	中山間地域	市全域に 占める割合
面積	1,558.11km ²	1,022.81km ²	65.64%
森林面積	1,023.85km ²	923.99km ²	90.25%
人口	786,792人	27,798人	3.53%
高齢者人口	226,421人	13,190人	5.83%
高齢化率	28.78%	47.45%	-
人口密度	505人/km ²	27人/km ²	-

※面積:浜松市統計書(令和5年版)による。

※静岡県森林情報システム(2024(令和6)年3月31日現在)による

※第6次国有林野施業実施計画書(2024(令和6)年4月1日現在)による

※人口:2024(令和6)年4月1日現在の住民基本台帳による。

【浜松市中山間地域振興計画対象地域】

○天竜区の全域

○浜名区引佐町北部

(旧鎮玉村・旧伊平村地域)

大字:伊平・川名・渋川・四方浄・田沢

兎荷・西久留女木・西黒田

東久留女木・東黒田・別所・的場

可住地面積

	可住地面積 (km ²)	総面積 (km ²)	可住地面積割合	森林面積(km ²)	湖沼面積(km ²)
浜松市全域	480.92	1,558.11	30.87%	1,023.85	53.34
中山間地域	98.82	1,022.81	9.66%	923.99	0
天竜地域	32.66	181.79	17.97%	149.13	0
春野地域	20.29	252.17	8.05%	231.88	0
佐久間地域	14.62	168.53	8.67%	153.91	0
水窪地域	9.65	271.28	3.56%	261.63	0
龍山地域	4.30	70.23	6.12%	65.93	0
引佐対象地域	17.31	78.81	21.96%	61.50	0
中山間地域以外	382.10	535.30	71.38%	99.86	53.34

※天竜地域は旧天竜市、引佐対象地域は旧鎮玉村及び旧伊平村

※総面積:浜松市統計書(令和5年版)による。

※森林面積:静岡県森林情報システム(2024(令和6)年3月31日現在)、第6次国有林野施業実施計画書(2024(令和6)年4月1日現在)による

※湖沼面積:令和6全国都道府県市区町村別面積調による

※本計画における可住地面積:総面積-(森林面積+湖沼面積)

資料2

第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件名	浜松市総合計画基本計画（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現総合計画は平成27年度から令和26年度の30年間を計画期間とし、基本構想(30年)、基本計画(10年)、実施計画(1年)の3層で構成している。 ・基本構想で定めた1世代先の未来の理想の姿の実現に向けて、基本計画において、長期的な展望に立って総合的な政策を定めている。 ・現行の基本計画が令和6年度末で計画期間の終期を迎えることから、基本構想で定めた未来の理想の姿の実現に向けた次期基本計画の策定を進めてきた。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活満足度や将来への期待度などを具体的に把握するため、市民意識調査（アンケート、広聴モニターアンケート）を実施し、市民のウェルビーイング※の視点を取り入れた実効性のある政策立案をおこなった。 ※身体的、精神的、社会的に良好な状態のこと。WHO憲章において健康の定義として記載されている。 ・市長を委員長とする検討委員会を設置し、各分野の有識者から現行基本計画の評価・検証結果や計画（素案）等に対して意見を聴取し、計画（案）への反映をおこなった。 				
対象の区協議会	全ての区の協議会				
内 容	<p>計画案について意見を伺う。なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。</p> <p>計画期間：令和7年度から令和16年度まで（10年）</p> <p>内容：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総論（総合計画の概要、基本計画の概要） 2 まちづくりの基本理念 3 分野別計画（産業経済、こども・教育、安全・安心・快適、環境・くらし、健康・福祉、文化・スポーツ、地方自治） 				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見募集期間：令和6年8月16日（金）～令和6年9月17日（火） ・市の考え方公表：令和6年10月予定 ・浜松市議会へ議案提出：令和6年11月予定 				
担当課	企画課	担当者	井口 雄亮	電話	457-2241（内線2241）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市総合計画基本計画（案）										
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成しています。そのうち、基本構想（平成27～令和26年度：30年）で定めた1世代先の未来の理想の姿の実現に向けて、長期的な展望に立って総合的な政策を基本計画（令和7～令和16年度：10年）で定めます。 										
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 現在の基本計画は令和6年度末までを計画期間としています。 今後10年間の市政運営の方向性を示す次期基本計画を定めます。 										
立案した際の実施機関の考え方及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 次期基本計画の策定にあたっては、基本構想で描いた未来の理想的の姿の実現に向けて、計画期間に取り組むべきことを整理しました。 次期基本計画では、物質的な豊かさに加え、経済的な尺度では測ることができない健康や心の豊かさ、地域、人とのつながりなども重視し、一人ひとりが幸福を実感できる計画とするため、生活満足度や将来への期待度などに関する市民意識調査を実施し、分析に基づいて政策を立案しました。 										
案のポイント（見直し事項など）	<ul style="list-style-type: none"> 「まちづくりの基本理念」として、6つの柱を設定しました。 <ol style="list-style-type: none"> 未来へ向けた持続可能なまちづくり 幸福が実感できる豊かなくらしの実現 活力ある地域経済の振興 共助型社会の構築 にぎわいと魅力の創造 拠点ネットワーク型都市構造の形成 「産業経済」「こども・教育」「安全・安心・快適」「環境・くらし」「健康・福祉」「文化・スポーツ」「地方自治」の7分野を設定し、分野ごとに10年後の理想の姿、取組の方向性、基本政策と政策の内容を体系的に記載しました。 										
関係法令・上位計画など	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想 浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例 										
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和6年8～9月</td> <td>案の公表・意見募集</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月</td> <td>案の修正、市の考え方の作成</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月</td> <td>意見募集結果及び市の考え方、修正案を公表</td> </tr> <tr> <td>令和6年11月</td> <td>浜松市議会へ議案提出</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月</td> <td>計画期間の開始(予定)</td> </tr> </table>	令和6年8～9月	案の公表・意見募集	令和6年10月	案の修正、市の考え方の作成	令和6年10月	意見募集結果及び市の考え方、修正案を公表	令和6年11月	浜松市議会へ議案提出	令和7年4月	計画期間の開始(予定)
令和6年8～9月	案の公表・意見募集										
令和6年10月	案の修正、市の考え方の作成										
令和6年10月	意見募集結果及び市の考え方、修正案を公表										
令和6年11月	浜松市議会へ議案提出										
令和7年4月	計画期間の開始(予定)										

浜松市総合計画基本計画（案）について

1 次期基本計画の策定

- ・浜松市では、2014年12月に市の最上位計画である総合計画を策定しました。
- ・総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成しています。そのうち、現行の基本計画（平成27～令和6年度：10年）が終期を迎えることから、次期基本計画を策定します。

2 まちづくりの基本理念

市政運営の方向性を示す6つの柱を設定しました。

(1) 未来へ向けた持続可能なまちづくり

人口減少社会からの転換、災害に強いまちづくり、中山間地域の振興、県や三遠南信地域の連携、しなやかな財政運営、分野横断的な体制の構築、DXの推進、カーボンニュートラル・脱炭素社会と循環共生型社会の実現

(2) 幸福が実感できる豊かなくらしの実現

幸福実感の向上、人と自然が共生するまちづくり、健康寿命の延伸、生涯現役社会の実現

(3) 活力ある地域経済の振興

産業基盤のさらなる強化、企業誘致、スタートアップへの支援、多様で柔軟な働き方の推進、農林水産業の発展

(4) 共助型社会の構築

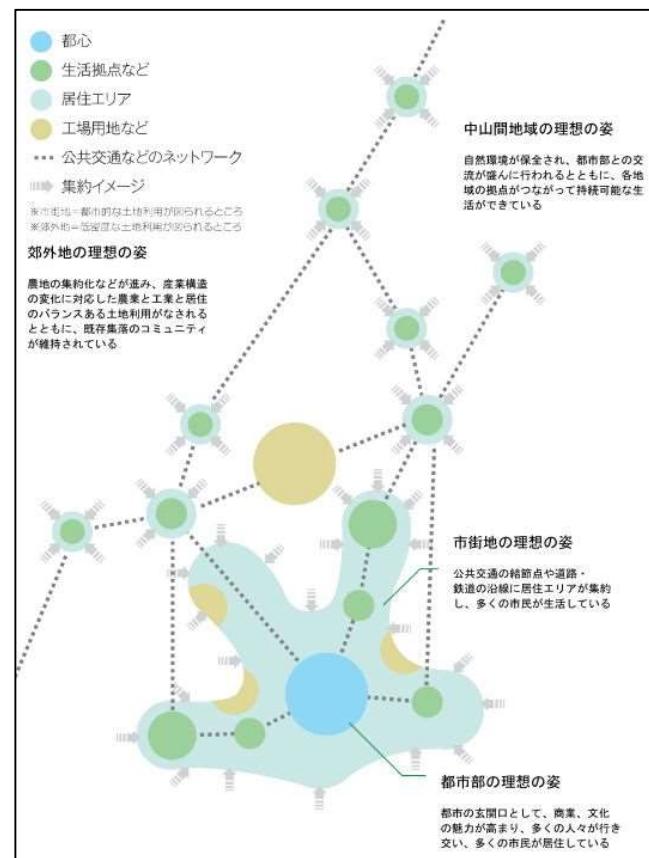
地域全体でのこども・子育て支援、市政情報の発信と市民意見の反映、様々な主体の連携・協働、多様性の尊重、福祉分野の重層的な支援体制、地域共生社会の実現

(5) にぎわいと魅力の創造

文化・芸術による地域振興、スポーツによるにぎわい創出、戦略的な都市ブランド構築、移住・定住の促進

(6) 抱点ネットワーク型都市構造の形成

整備・開発・保全のバランス、都市の機能性と市民生活の利便性への配慮、コンパクトな抱点をつなぐネットワーク、公共インフラの最適な整備



図：抱点をつなぐネットワーク型都市構造

3 分野別計画

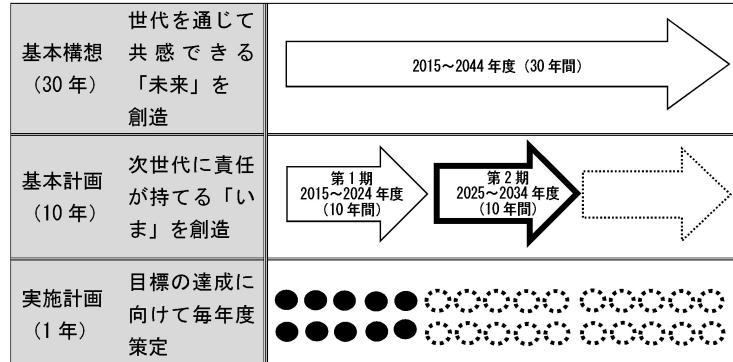
市政全般を7つの分野に分類し、各分野で実施する基本政策などを体系的に整理しています。

分野	基本政策
産業経済	世界を市場とする産業・サービスの創造
	スタートアップ・エコシステムの構築
	国内外に通用する魅力ある地域資源の創造
	もうかる農林水産業の推進
こども・教育	全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまちづくり
	自分や浜松の未来を創る人づくり
安全・安心・快適	みんなの力で自然災害から生き残る
	市民が集う活力ある都市づくり
	みどり豊かで、快適なまちづくり
	災害に強く、安全で快適な社会基盤の構築と強化
	いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防・救急体制づくり
環境・くらし	健全な水循環に貢献する強靭で安全・安心な上下水道の経営
	カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現
	循環共生型社会の実現
健康・福祉	地域コミュニティの充実
	関係機関との連携による包括的な支援の推進
	人々の心身の健康を守る健康づくりの推進と医療の充実
文化・スポーツ	健康寿命日本一「ウエルネスシティ（予防・健幸都市）」浜松
	文化、芸術、歴史の魅力に触れ、学び、楽しむ機会、場の提供
	「する」「みる」「ささえる」でまちを元気にするスポーツの推進
地方自治	市民とともに歩む未来を見据えた行政運営
	市民満足度の高い自治体組織と運営の実現
	将来像を実現する財政運営、資産経営、財源確保の推進
	行政サービスを支える市税の公平公正な課税と収納の推進
	デジタル活用による安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現

(参考) 総合計画の概要

- 基本構想では、1世代 (=30年) 先の未来の理想の姿を描いています。
- 基本計画においては未来の理想の姿の実現に向けて、10年間の長期的な展望に立って総合的な政策を定めています。
- 実施計画は、事業実施の核として毎年度作成し、計画的な進捗管理を行います。

【浜松市総合計画の構成・期間・内容】



第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項								
件名	令和7年度以降の区政運営方針における将来像のたたき台について								
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>○背景</p> <p>区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度公表している。</p>								
対象の区協議会	中央区協議会（中地域分科会）								
内容	<p>令和7年度以降の区政運営方針における将来像のたたき台について意見を伺うもの。</p> <p>令和7年度以降の区政運営方針は、区再編を契機として次のとおりの策定方針とすることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「将来像」及び「基本方針」の2項目で構成する。 ・区単位で作成し、地域（旧区）ごとの主要事業等を記載する。 <p>上記方針を第1回代表会で協議した結果を受け、各地域分科会で委員より「将来像」に関する意見を募集、協議を行った。</p> <p>については、各地域分科会で挙げられた「中央区全体の特性や理想像を表すキーワード等」、また代表会及び地域分科会での協議の結果を踏まえ、区振興課及び行政センターで作成した「将来像」のたたき台について意見を伺うもの。</p> <p>(補足)</p> <p>「将来像」 … 「キャッチフレーズ」及び「10年後の目指す姿」で構成 「基本方針」…従来の「基本方針」及び「まちづくりの柱」を統合</p>								
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	<p>○今後の主な予定</p> <table> <tr> <td>令和6年8、9月</td> <td>区振興課、行政センターで作成した「将来像」のたたき台を分科会で協議</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月</td> <td>分科会での協議結果を踏まえた案を代表会で協議</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月～ 令和7年3月</td> <td>区振興課、行政センターで全体の素案を作成、随時代表会及び分科会で協議</td> </tr> <tr> <td>令和7年4、5月</td> <td>「将来像」と併せ令和7年度中央区区政運営方針を代表会及び分科会で報告 公表</td> </tr> </table>	令和6年8、9月	区振興課、行政センターで作成した「将来像」のたたき台を分科会で協議	令和6年10月	分科会での協議結果を踏まえた案を代表会で協議	令和6年10月～ 令和7年3月	区振興課、行政センターで全体の素案を作成、随時代表会及び分科会で協議	令和7年4、5月	「将来像」と併せ令和7年度中央区区政運営方針を代表会及び分科会で報告 公表
令和6年8、9月	区振興課、行政センターで作成した「将来像」のたたき台を分科会で協議								
令和6年10月	分科会での協議結果を踏まえた案を代表会で協議								
令和6年10月～ 令和7年3月	区振興課、行政センターで全体の素案を作成、随時代表会及び分科会で協議								
令和7年4、5月	「将来像」と併せ令和7年度中央区区政運営方針を代表会及び分科会で報告 公表								
担当課	中央区区振興課								

令和7年度以降の区政運営方針における将来像のたたき台について

中央区・区振興課

東行政センター

西行政センター

南行政センター

キャッチフレーズ	中央区 調和と融和で紡ぐ ユーフォリアの輪
10年後の 目指す姿	<p>中央区は、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力を持っています。</p> <p>それぞれの地域でこれまで育まれた様々な魅力を引き続き大切にし調和していくことや、さらに、混ざり合うことで区全体としての相乗効果が期待できる場合は融和しながら、安全・安心でだれもが輝き暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。</p>
	<p>代表会、地域分科会でのキーワードや意見（抜粋）</p> <p>（キーワード）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域の個性が輝く、融和と連携、魅力多彩、個性的、多様な地域性・ 安全・安心、だれもが暮らし（住み）やすい、活気がある、幸福感増大・ 子育てがしやすい、若者が集まる、思いやり、赤ちゃんからお年寄りまで（意見）・ 中央区の独自性は、文化・産業・都市・自然等の多様性が調和することである・ 浜名区や天竜区、また市全体とも差別化された中央区の独自性がある将来像にしてほしい <p>意見を受けての検討</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「調和」は『尊重し合い共存すること』を意味し、「融和」は『混ざって融けて調和し共有すること』を意味する。中央区における各地域の多彩な特長や魅力を引き続き大切にし「調和」していくことや、さらに、混ざり合うことで区全体としての相乗効果が期待できる場合は「融和」を意識し、区全体も地域も輝くまちを目指す。・ 浜松市総合計画の次期基本計画は、ウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に良好な状態）の視点を取り入れており、一人ひとりが幸福を実感できることを目指している。「暮らし（住み）やすい」、「安心できる」、「活気がある」等の意見は、幸福感との相互の因果関係にある。・ 多彩な特長や魅力が「調和」・「融和」（英訳：harmony）することで、ユーフォリア（多幸感、幸福感＝ウェルビーイング）を充実させることが、区再編を受けての中央区として目指す将来像であると考える。・ 上記抜粋以外にも、区政において重要なキーワードや意見を多くいただいたため、それを踏まえ基本方針を検討していく。

第4次浜松市教育総合計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第4次浜松市教育総合計画(案)」とは

教育基本法第17条第2項に基づく、本市の教育に関する振興基本計画です。現行の「第3次浜松市教育総合計画」が、令和6年度末で終期を迎えるため、令和7年度から令和16年度までの次期計画を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年8月16日（金）～令和6年9月17日（火）

3. 案の公表先

教育総務課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

*住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

① 直接持参	教育総務課 (イーステージ浜松オフィス棟6階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2-1 イーステージ浜松オフィス棟6階 教育総務課あて
③電子メール	k-kikaku@city.hamamatsu-szo.ed.jp
④FAX	050-3730-8496 (教育総務課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和6年12月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

学校教育部教育総務課 (TEL 053-457-2401)

教えて！第4次浜松市教育総合計画

本資料は、教育総合計画の意味や役割、目指すこどもや教職員の姿のほか、計画の政策や施策等を分かりやすく説明します。



Q 『第4次浜松市教育総合計画』ってなあに？

- ・教育基本法第17条第2項に基づく**浜松市の教育に関する計画**です。
- ・**今後10年間（令和7年度～16年度）**の教育政策の方向性や目標、施策などを定めています。
- 本計画は、予測困難な時代において、こどもや子どもの成長を支えるすべての人たちが、将来に向かって共に歩んでいくための道しるべとしての役割を果たすものです。

Q 計画の基本理念とねらいは？

基本理念 描く夢や未来の実現

主 体性

物事を自分事としてとらえ、目前の課題の解決や、描く未来の実現に向けて粘り強く取り組む

多 様性・包摶性

一人一人の自分らしさを認め、互いを尊重しあいながら、誰もが活躍できる環境を実現していく

信 賴・協働

それぞれの立場の人が、人や組織に信頼を置き、協働したり、相互に作用したりして、より良い関係性を構築していく

こどもや子どもの成長を支えるすべての人々のウェルビーイングの向上

こどもや子どもの成長を支えるすべての人たちが、幸せや生きがいを感じつつ（「ウェルビーイング」とも言います）、それぞれの「夢や未来」を描き、その実現に向けて自ら行動していく存在になってほしいと願い、基本理念を「描く夢や未来の実現」と定め、国の方針性、前計画の成果や課題、本市の現状を踏まえ、上記の「3つのコンセプト」を設定しました。

Q 浜松市の目指す子どもの姿、教職員の姿とは？

【目指す子どもの姿】

前ページの3つのコンセプトを踏まえ、本市の目指す子どもの姿を以下のように設定しました。

浜松市では第3次計画に引き続き、本計画においても「自分らしさ」を重視しています。子どもが自他の「自分らしさ」を大切にしていくことは、他者を認め、協働しながら高め合い、補い合うことにつながっていくと考えます。また、「自分らしさ」を大切にして、子ども自身が目標を立て、自分の行動を振り返り、評価しながら次の行動を決定する過程を通して自己実現を果たしていくことは、自らが関わる社会に変化をもたらします。その様は、持続可能な社会を創り出す姿そのものであると考えます。

自分らしさを大切にする
こども

他者と協働し、主体的に
行動できるこども

自己調整しながら、粘り強く
取り組むこども

※自己調整とはこども自身が目標を立て、自分の行動を振り返り、評価しながら次の行動を決定していく様子を表します。

【目指す教職員の姿】

自己調整しながら主体的に学び続けることは、子どもにも教職員にも求められる学びの姿です。教職員が自らの専門性と指導力を磨き続けると同時に子どもの自分らしさを受容し、子どもの成長を支援する伴走者としての役割を果たしていく子ども必要となります。こうした考え方のもと、浜松市の目指す教職員の姿を以下のように設定しました。

子どもの自分らしさを受け
止める教職員

愛情と情熱、規範意識を
持ち続ける教職員

専門性と指導力を磨き続ける
教職員

Q 計画ではどのようなことをするの？

本計画では、**3つの方針**に基づいた**5つの政策**達成に向けて、**25の施策**を推進します。どの施策も様々なデータやデジタル技術の活用（教育DX）を意識して取組を進めます。また、各施策について、毎年、データ等に基づいて振り返り、見直しを行ったうえで具体的な取組を改善していきます。

教育DXとは、学校がデジタル技術を活用して、今までできなかった学習や業務を実現し、時代に対応した教育を進めていくことをいいます。

Q 計画の3つの方針と5つの政策とは？

本計画の基本理念「描く夢や未来の実現」や目指すこども、教職員の姿を実現していくために、次の3つの方針を定めました。それぞれの方針の下には、各方針を実現するための政策を位置付けています。

方針Ⅰ 自分や浜松の未来を創る人づくり

👉 方針Ⅰでは、こどもに関する政策をまとめています。

政策1 未来の創り手に求められる力の育成

政策2 多様なニーズに対応した学びや支援の充実

方針Ⅱ 安全・安心で魅力ある環境づくり

👉 方針Ⅱでは、学校の教職員や学校の環境整備に関する政策をまとめています。

政策3 「はままつ先生」の魅力と資質能力の向上

政策4 安全・安心に学べるより良い教育環境の整備

方針Ⅲ こどもの学びや育ちを支える連携・協働

👉 方針Ⅲでは、保護者や地域、NPO等様々な人や機関との連携に関する政策をまとめています。

政策5 多様な人材・主体との連携・協働

Q 計画の25の施策とは？

本計画の5つの政策達成に向けて位置付けた25の施策を一覧で示します。

政策1 未来の創り手に求められる力の育成

施策1 確かな学力の育成

施策2 豊かな心の育成

施策3 健やかな心身の育成

施策4 グローバル人材の育成

施策5 情報活用能力の育成

施策6 持続可能な社会・地域の形成に参画する態度の育成

施策7 育ちや学びをつなぐ教育の推進

政策2 多様なニーズに対応した学びや支援の充実

施策1 多様なニーズに対応したこども・保護者への支援

施策2 特別な支援を必要とするこどもの学びや支援の充実

施策3 不登校児童生徒の学びや支援の充実

施策4 外国につながるこどもの学びや支援の充実

施策5 多様な才能・個性を伸ばす機会の提供

政策4 安全・安心に学べるより良い教育環境の整備

施策1 新しい時代の学びを実現する学校施設等の整備

施策2 学校安全の推進

施策3 中山間地域等における教育環境の向上

施策4 学びの機会確保に向けた支援

施策5 いじめの問題への対応

政策3 「はままつ先生」の魅力と資質能力の向上

施策1 志ある優れた教職員の確保

施策2 専門性を有する質の高い教職員の育成

施策3 多様な支援スタッフの配置

施策4 教職員がいきいきと働く環境の整備

政策5 多様な人材・主体との連携・協働

施策1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

施策2 魅力ある地域人材や団体等との連携

施策3 家庭教育支援の推進

施策4 放課後の居場所づくり